

第8章 事故災害対策計画

第1節 海上災害対策計画

〈海難対策計画〉

船舶の衝突、乗揚、転覆、火災、爆発、浸水、機関故障等の海難の発生による多数の遭難者、行方不明者、死傷者等が発生し、又はまさに発生しようとしている場合に、早期に初動体制を確立して、被害の軽減を図るため、防災関係機関が実施する各種の予防、応急対策は、この計画の定めるところによる。

1 実施機関

留萌海上保安部、北海道運輸局留萌海運支局、留萌振興局、留萌警察署、小平町、留萌消防組合（小平支署、鬼鹿支署）、船舶所有者等、新星マリン漁業協同組合（鬼鹿支所、臼谷支所）、道漁船海難防止センター留萌支部、日本水難救済会北海道支部小平救難所

2 予防対策

海難の発生を未然に防止し、又は被害を軽減するため、関係機関と相互に協力して、必要な予防対策を実施するものとする。

(1) 留萌海上保安部、北海道運輸局留萌海運支局、留萌振興局、留萌警察署、小平町、留萌消防組合（小平支署、鬼鹿支署）

ア 迅速かつ的確な災害情報の収集・連絡を行うための体制の整備を図る。

イ 海難発生時における緊急情報連絡を確保するため、平常時から災害対策を重視した通信設備の整備・充実に努める。

ウ 職員の非常参集体制、応急活動のためのマニュアルの作成等、応急体制を整備する。

エ 海難発生時における応急活動等に関し、あらかじめ協定の締結を行う等、平常時から関係・機関相互の連携体制の強化を図る。

オ 海難発生時の救急・救助、救護に備え、資機材等の整備促進に努める。

カ 関係機関と相互に連携して実践的な防災訓練を実施し、海難発生時の活動手順、関係機関との連携等について徹底を図るとともに、体制の改善等、必要な措置を講ずる。

キ 船舶所有者及び船長に対し、次により気象情報の把握に努め荒天に際しては、早期避難、避泊を図ることを指導するとともに、漁業協同組合、海運業者に対し、気象情報の常時把握と組合員に対する迅速な伝達組織の確立を図ることを指導する。

(ア) 漁業気象通報及び天気予報等の放送を聴取し、周辺海域の気象状況の把握に努める。

(イ) 漁業無線局の気象情報は、各出漁船に対し、最も適切にその状況を伝えるので、必ず聴取するとともに、荒天に対する留萌海上保安部からの警告指導が出た場合は、速やかに適切な措置を講ずる。

ク 法令の定めるところにより適切な予防対策を講ずるほか、道漁船海難防止センター留萌支部、日本水難救済会北海道支部小平救難所とともに、船舶所有者及び乗組員に対し次の事項を指導する。

(ア) 船体、機関、救命設備（救命用具、信号用具、消火設備等）及び通信施設の整備

(イ) 気象状況の常時把握と適正な準備体制の確立

- (ウ) 漁船乗務員の養成と資質の向上
- (エ) 小型漁船の集団操業の励行指導と相互救難体制の強化
- (オ) 海難防止に対する意識の高揚
- ケ 留萌海上保安部及び留萌海運支局は、次の事項に留意し、随時実地検査等を行い、船舶所有者及び船長に対し、適切な指導を行うものとする。
 - (ア) 海技従事有資格者の乗船確認
 - (イ) 無線従事有資格者の乗船確認
 - (ウ) 救命器具及び消火器具等の設備の確認
- (2) 新星マリン漁業協同組合鬼鹿支所・臼谷支所及び船舶所有者等
 - ア 気象情報の把握に努め、海難を未然に防止するため必要な措置を講じるものとする。
 - イ 職員の非常参集体制、応急活動のためのマニュアルの作成等、応急体制を整備するものとする。
 - ウ 関係機関と相互に連携して、実践的な防災訓練を実施し、海難発生時の活動手順、関係機関との連携等について徹底を図るとともに、体制の改善等、必要な措置を講ずるものとする。
 - エ 船舶等の火災に備え、必要な消防力を整備するとともに、自衛消防隊の組織化に努めるものとする。

3 災害応急対策

(1) 情報通信

関係機関は、情報収集に努めるとともに、把握した情報については、別記1の連絡システムにより迅速に他の関係機関に連絡し、情報の共有化、応急対策の調整等を行う。

(2) 広報

海難発生時の広報は、「第5章 第2節 災害広報計画」の定めによるほか、次により実施する。

ア 実施機関

船舶所有者等、新星マリン漁業協同組合（鬼鹿支所、臼谷支所）、留萌海上保安部、北海道運輸局留萌海運支局、留萌振興局、留萌警察署、小平町、留萌消防組合（小平支署、鬼鹿支署）

イ 実施事項

(ア) 被災者の家族等への広報

関係機関は、被災者の家族等からの問い合わせ等に対応する体制を整えるほか、被災者の家族等に役立つ次の情報について、正確に、きめ細かく、適切に提供する。

- (a) 海難の状況
- (b) 家族等の安否情報
- (c) 医療機関等の情報
- (d) 関係機関の応急対策に関する情報
- (e) その他必要な事項

(イ) 旅客及び地域住民等への広報

関係機関は、報道機関を通じ、又は広報車や防災行政無線、広報板の利用等により、次の事項について広報を実施する。

- (a) 海難の状況

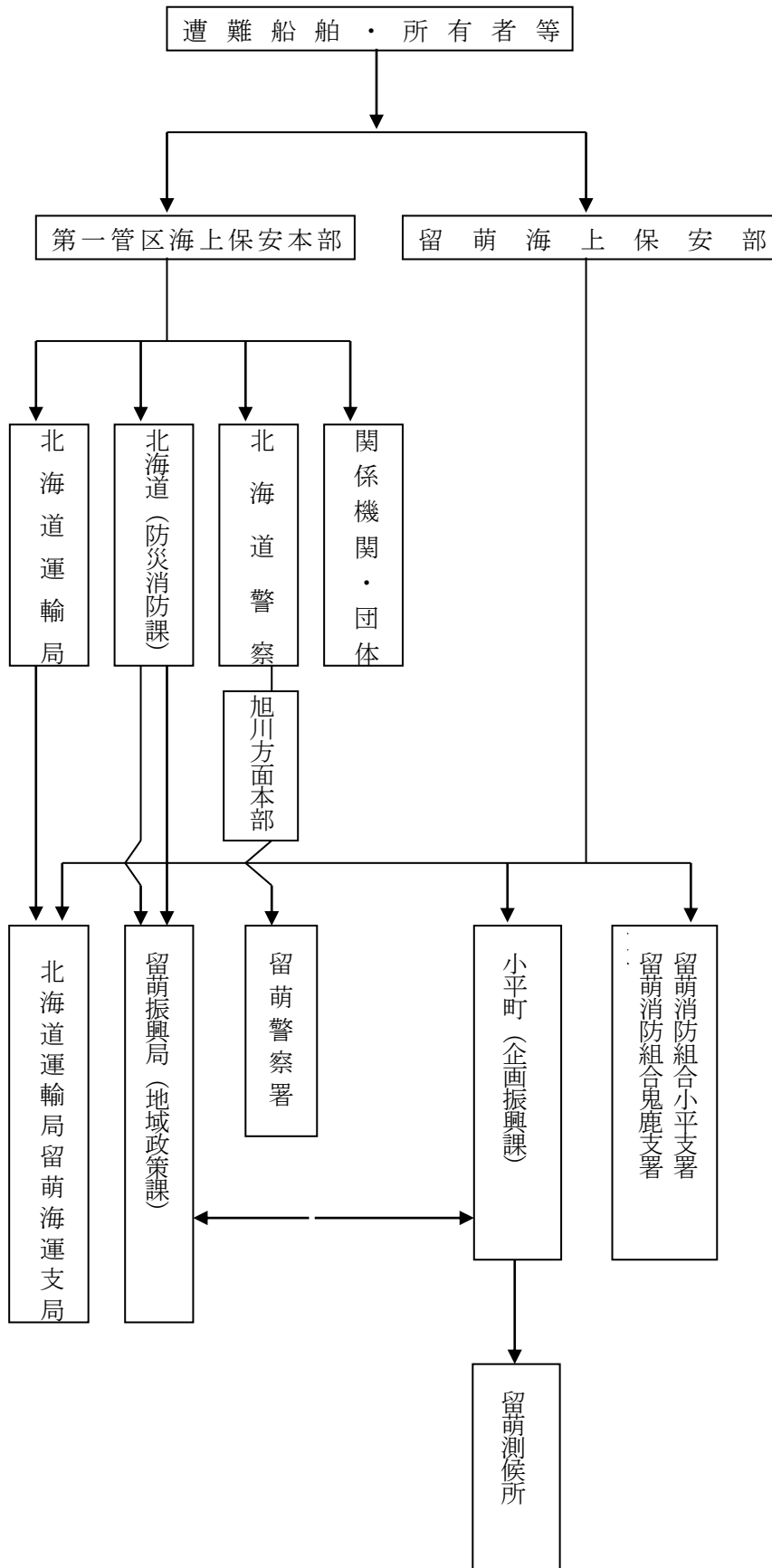
- (b) 旅客及び乗組員等の安否情報
 - (c) 医療機関等の情報
 - (d) 関係機関の応急対策に関する情報
 - (e) その他必要な事項
- (3) 応急活動体制
- 町長は、海難が発生し、又は発生するおそれがある場合、その状況に応じて応急活動体制を整え、その地域に係る災害応急対策を実施する。
- (4) 捜索活動
- 海難船舶の捜索活動は、関係機関が相互に密接に協力のうえ、漁業協同組合、水難救難所の協力を得て、それぞれ船舶・ヘリコプターなどを活用して行う。
- (5) 救助救出活動
- 海難発生時における救助救出活動については、「第5章 第3節 避難救出計画」の定めによるほか、次により実施する。
- ア 留萌海上保安部（海上保安庁法第2条）
- (ア) 海難の際の人命、積荷及び船舶の救助並びに天災地変、その他救済を必要とする場合における救助を行う。
 - (イ) 海上保安庁以外の者で、海上において人命、積荷及び船舶の救助を行うものの監督を行う。
 - (ウ) 関係機関の救助活動の調整に関すること。
- イ 留萌警察署（水難救護法第4条）
- 警察官は、救護の事務に関し、町長を助け、町長が現場にいない場合は、町長に代ってその職務を行う。
- ウ 小平町（基本法第62条、水難救護法第1条）
- 小平町は、関係機関と密接な連絡のもとに、次の業務を実施する。
- (ア) 遭難船舶を認知したときは、留萌海上保安部及び留萌警察署に連絡するとともに、直ちに現場に臨み、救護措置を行う。
 - (イ) 救護のため必要があるときは、住民を招集し、船舶、車その他の物件を徴用し、又は他人の所有地を使用し、救助の指揮を行う。
- エ 新星マリン漁業協同組合鬼鹿支所・臼谷支所
- 常時、所属出漁船の動静を把握し、海難発生時には、適切な指示を与えるとともに、関係機関に対し、速やかに通報するものとする。
- オ 道漁船海難防止センター留萌支部、日本水難救済会北海道支部小平救難所
- 留萌海上保安部長及び町長から要請があった場合は、又は自らが海難を認知した場合は、人命、船舶及び積荷の救済に協力すること。
- (6) 消防活動
- ア 実施責任者
- 町、留萌消防組合（小平支署、鬼鹿支署）及び留萌海上保安部
- イ 実施事項
- 領海内における船舶等の火災は、昭和58年12月15日締結の「留萌海上保安部と留萌消防組合との船舶消火に関する業務協定」に基づき円滑な消火活動を行うものとする。

4 関係機関、団体名

機関名	電話番号
小平町	(0164) 56-2111
留萌消防組合小平支署	(0164) 56-2221
留萌消防組合鬼鹿支署	(0164) 57-1253
留萌振興局（地域政策課）	(0164) 42-8426
留萌振興局（留萌建設管理部）	(0164) 42-8341
留萌振興局（保健環境部）	(0164) 42-8310
留萌開発建設部	(0164) 42-3126
留萌海上保安部	(0164) 42-0656
北海道運輸局旭川運輸支局	(0162) 23-5047
留萌測候所	(0164) 42-0418
留萌労働基準監督署	(0164) 42-0463
留萌警察署	(0164) 42-0110
東日本電信電話株式会社北海道支店	(011) 212-4010
日本放送協会旭川放送局	(0166) 24-7000
北海道電力株式会社留萌営業所	(0164) 42-1390
新星マリン漁業協同組合鬼鹿支所	(0164) 57-1041
新星マリン漁業協同組合臼谷支所	(0164) 56-2052
船泊漁業協同組合	(01638) 9-7666
新星マリン漁業協同組合鬼鹿支所無線局	(0164) 57-1143
道漁船海難防止センター留萌支部	(0164) 42-3076
日本水難救済会北海道支部小平救難所	(0164) 57-1041

別記1

海上災害に係る情報通信連絡系統図



〈流出油等対策計画〉

船舶の衝突、乗揚、転覆、火災、爆発、浸水、機関故障、大量の木材流出等の海難事故により船舶からの油等の大量流出等による著しい海洋汚染、火災、爆発等が発生し、又はまさに発生しようとしている場合に、早期に初動体制を確立して、被害の軽減を図るため、防災関係機関が実施する各種の予防、応急対策はこの計画に定めるところによる。

1 実施機関

留萌海上保安部、北海道運輸局留萌海運支局、留萌振興局、留萌警察署、小平町、留萌消防組合（小平支署、鬼鹿支署）、新星マリン漁業協同組合（鬼鹿支所、臼谷支所）、船舶所有者等

2 災害予防対策

関係機関は、それぞれの組織を通じて相互に協力し、海難事故による油等の海上流出等を未然に防止し、又は被害を軽減するため必要な予防対策を実施する。

- (1) 関係機関共通事項（留萌海上保安部、北海道運輸局留萌海運支局、留萌振興局、留萌警察署、小平町、留萌消防組合（小平支署、鬼鹿支署））
 - ア 迅速かつ的確な災害情報の収集・連絡を行うための体制の整備を図る。
 - イ 海難発生時における緊急情報連絡を確保するため、平常時から災害対策を重視した通信設備の整備・充実に努める。
 - ウ 職員の非常参集体制、応急活動のためのマニュアルの作成等、応急体制を整備する。
 - エ 災害発生時における応急活動等に関し、あらかじめ協定の締結を行う等、平常時から関係機関相互の連携体制の強化を図る。
 - オ 災害発生時の油等の大量流出等に備え、消防艇、化学消火剤、油処理剤、オイルフェンス等の資機材の整備促進に努めるとともに、その整備状況等について関係機関と情報を共有する。
 - カ 関係機関と相互に連携して、実践的な防災訓練を実施し、災害時の活動手順、関係機関との連携等について徹底を図るとともに、体制の改善等、必要な措置を講ずる。
- (2) 留萌海上保安部
 - ア 調査研究

防災活動を適切かつ効果的に実施するため、次に掲げる防災関係資料の収集及び調査研究を行う。

 - (ア) 油等大量流出事故による災害発生状況及び災害の教訓等に関する資料
 - (イ) 油等大量流出事故による災害発生の予想に関する資料（各種原因による災害発生時期及び程度の予想並びに判断のための諸資料）
 - (ウ) 港湾状況（特に避難港、避舶地、危険物の荷役場所、貯木場、はしけだまり等の状況）
 - (エ) 防災施設、器材等の種類、分布の状況等救助に必要な機材能力の基礎調査（曳船、サルベージ 消火及び油除去作業、潜水作業等）
 - イ 北海道沿岸海域排出油防除計画の普及及び流出油の防除に関する協議会の育成強化
 - ウ 防災に関し関係機関、報道機関等と緊密な連絡をとり、次の方法により関係者を指

導啓発する。

(ア) 海難防止運動、防災の日等の諸行事における防災に関する講習会の開催、海難防止参考資料の配布等

(イ) 在港船舶に対する臨船指導

エ 海事関係法令違反は海難の発生に結びつくものであり、海事関係法令の遵守の徹底を図るため、日常業務において一般船舶、特にタンカー及び危険物積載船舶等に対する立入検査を実施して、次の事項の励行を図り、海難の未然防止に努める。

(ア) 船舶安全法に基づく安全基準の励行

(イ) 船舶職員法、船員法等乗組員に関する法令の遵守

(ウ) 港則法、海洋汚染及び海上災害の防止に関する法律並びに危険物船舶運送及び貯蔵規則等に関する法令の遵守

(3) 留萌振興局

ア 町の流出油等対策計画の樹立及び必要な資材の備蓄について指導する。

イ 町の漁港及び航路の計画、施行に関して防災上留意すべき事項について十分配慮するよう指導する。

ウ 町及び関係機関の行う予防対策の連絡調整を実施する。

(4) 小平町、留萌消防組合小平支署・鬼鹿支署

ア 油類積載船舶の接岸荷役の安全を確保するため、岸壁及びその付属施設（防舷材、係船柱）等の改修並びに岸壁水深の維持に努める。

イ 大量の危険物荷役中の警備及び監視を厳重にし、火気及び立入禁止の徹底を図る。

ウ 船舶所有者等、漁業協同組合に対し、荷役について次のとおり指導する。

(ア) 荷役は油槽所等保安担当職員の指導監督のもとに行うこと

(イ) 消火器具の配備

(ウ) 油流出事故の予防対策及び化学消火剤等の配備

(エ) 立入禁止、火気厳禁の標示の徹底

エ 入港船舶の危険物積載の状況等、消防活動上あらかじめ掌握しておくことが必要と認められる資料及び情報について、関係機関と相互に交換する。

(5) 新星マリン漁業協同組合鬼鹿支所・臼谷支所及び船舶所有者等

ア 気象情報等の把握に努め、海上等における流出油災害を未然に防止するため必要な措置を講ずる。

イ 職員の非常参集体制、応急活動のためのマニュアルの作成等、応急体制を整備する。

ウ 災害時の油等の大量流出に備え、化学消火剤、油処理剤、オイルフェンス等の資機材の整備促進に努める。

エ 関係機関と相互に連携して、実践的な防災訓練を実施し、海難発生時の活動手順、関係機関との連携等について徹底を図るとともに、体制の改善等必要な措置を講ずる。

3 災害応急対策計画

油等の大量流出事故等の対応は、本計画に定めるもののほか、「留萌地方排出油事故災害活動マニュアル」に基づいて実施する。

(1) 情報通信

油等の大量流出事故が発生し、又はまさに発生しようとしている場合の情報の収集及び通信等は、次により実施するものとする。

ア 情報通信連絡系統

油等の大量流出事故が発生し、又はまさに発生しようとしている場合の連絡系統は、別記1のとおりとする。

イ 実施事項

関係機関は、情報の収集に努めるとともに、把握した情報について迅速に他の関係機関に連絡し、情報の共有化、応急対策の調整等を行うものとする。

(2) 災害広報

油等大量流出事故災害時の広報は、「第5章 第2節 災害広報計画」の定めによるほか次により実施する。

ア 旅客及び地域住民等への広報

- (ア) 油等大量流出事故災害の状況
- (イ) 関係機関の災害応急対策に関する情報
- (ウ) 海上輸送復旧の見通し
- (エ) 避難の必要性等、地域に与える影響
- (オ) その他必要な事項

(3) 応急活動体制

留萌振興局長、町長、防災関係機関の長は、油等大量流出事故災害が発生し、又は発生するおそれがある場合、その状況に応じて応急活動体制を整え、災害応急対策を実施する。

また、関係機関は、円滑・迅速な応急対策の実施を図るため、必要に応じて関係機関が協議のうえ道の「災害対策現地合同本部設置要綱」に基づき現地合同本部を設置し、災害応急対策を行う。

(4) 流出した油等の拡散防止及び回収除去活動

事故の原因者等は、速やかに第一管区海上保安本部・留萌海上保安部に通報するとともに、排出油の防除活動を実施する。

町は、油流出等の海岸等への漂着に対処するため、直ちに関係機関と協力のうえ、必要に応じて、流出油等の防除、環境モニタリング等必要な措置を講ずる。

防除措置を実施するに当たっては、必要な資機材を迅速に調達するものとし、流出油等による被害の軽減に努める。

ア 事故の原因者等

速やかに留萌海上保安部に通報するとともに、排出油の防除活動を実施する。

イ 留萌海上保安部

- (ア) 巡視船艇・航空機又は機動防除隊を現地に出動させ、流出油等の拡散及び性状の変化の状況を調査するとともに、関係機関に情報を提供する。
- (イ) 応急的な防除活動を行うとともに、航行船舶の避難誘導等船舶交通の安全確保と危険防止に必要な措置を講ずる。
- (ウ) 事故の原因者等の防除措置義務者が流出油等の拡散防止、除去等の必要な措置を行っていないと認められるときは、防除措置を行うよう命ずるとともに、被害を最小限に止めるための措置を講ずる。
- (エ) 緊急を要し、かつ、必要と認められるときは、海上災害防止センターに対し流出油防除のための必要な措置を講ずることを指示する。
- (オ) 排出油の防除に関する協議会等関係機関に対し、必要な資機材の確保及び防除措置の実施について協力を要請する。

(カ) 油回収船による流出油の回収、船舶からの油の抜き取り、オイルフェンスの展張、油処理剤の使用等防除作業の実施に必要な事項について指導を行う。

ウ 留萌開発建設部

流出油等の海岸等への漂着に対処するため、ヘリコプター等による流出油の情報収集及び関係機関への情報提供並びに必要なに応じ、関係市町村に必要な防除資機材の応援措置を講ずるものとする。

エ 小平町、北海道

(ア) 北海道は、ヘリコプター等による流出油の漂流状況等の情報収集を行うとともにその情報を関係機関へ提供するものとする。

(イ) 流出油等の海岸等への漂着に対処するために、直ちに関係機関と協力のうえ、必要に応じて、流出油の防除、環境モニタリング等必要な措置を講ずるものとする。

オ 北海道警察

(ア) 油等大量流出等の災害が発生した場合には、ヘリコプター、船舶等を活用するとともに、沿岸における警ら活動を行い、漂着物の状況等を把握するための沿岸調査及び警戒監視活動を行うものとする。

(イ) 油等大量流出等の災害が発生した場合には、関係機関と緊密に連携し、必要により地域住民等の避難誘導、立入禁止区域警戒、交通規制等を実施するとともに、関係機関が行う流出油等の防除活動への協力を行うものとする。その際、必要な装備資機材の迅速な調達にも配慮するものとする。

(5) 消防活動

流出油等の海上火災等発生時における消防活動は次により実施するものとする。

ア 留萌海上保安本部は、速やかに巡視船艇により消火活動を行うとともに、必要に応じて町に協力を要請するものとする。

イ 町及び留萌消防組合（小平支署、鬼鹿支署）は、火災状況等の情報収集に努め、留萌海上保安部の消火活動に協力するものとする。

(6) 避難措置

流出油等による火災、爆発等により住民の生命及び身体の安全、保護を図るため必要がある場合は「第5章 第3節 避難救出計画」の定めるところにより実施する。

(7) 交通規制

海上災害時における交通規制については、「第5章 第19節 交通応急対策計画」の定めるところにより実施する。

(8) 自衛隊災害派遣要請

流出油等事故災害時における自衛隊派遣要請については、「第5章 第22節 自衛隊派遣要請計画」の定めるところによるほか、次により実施する。

ア 海上保安庁長官等法令で定める者は、流出油の規模や収集した被害情報から判断し、必要がある場合には、自衛隊への災害派遣を要請するものとする。

イ 要請権者は、自衛隊への派遣要請が迅速に行えるよう、あらかじめ要請の手順、連絡先等について必要な準備を整えておくものとする。

(9) 広域応援

町及び留萌消防組合（小平支署、鬼鹿支署）は、流出油等事故災害の規模により町単独では十分な災害応急対策を実施できない場合は、「第5章 第21節 広域応援計画」の定めるところにより他の消防機関、他の市町村、道及び国へ応援を要請する。

(10) 危険物関係施設管理者及び水難救難所の協力

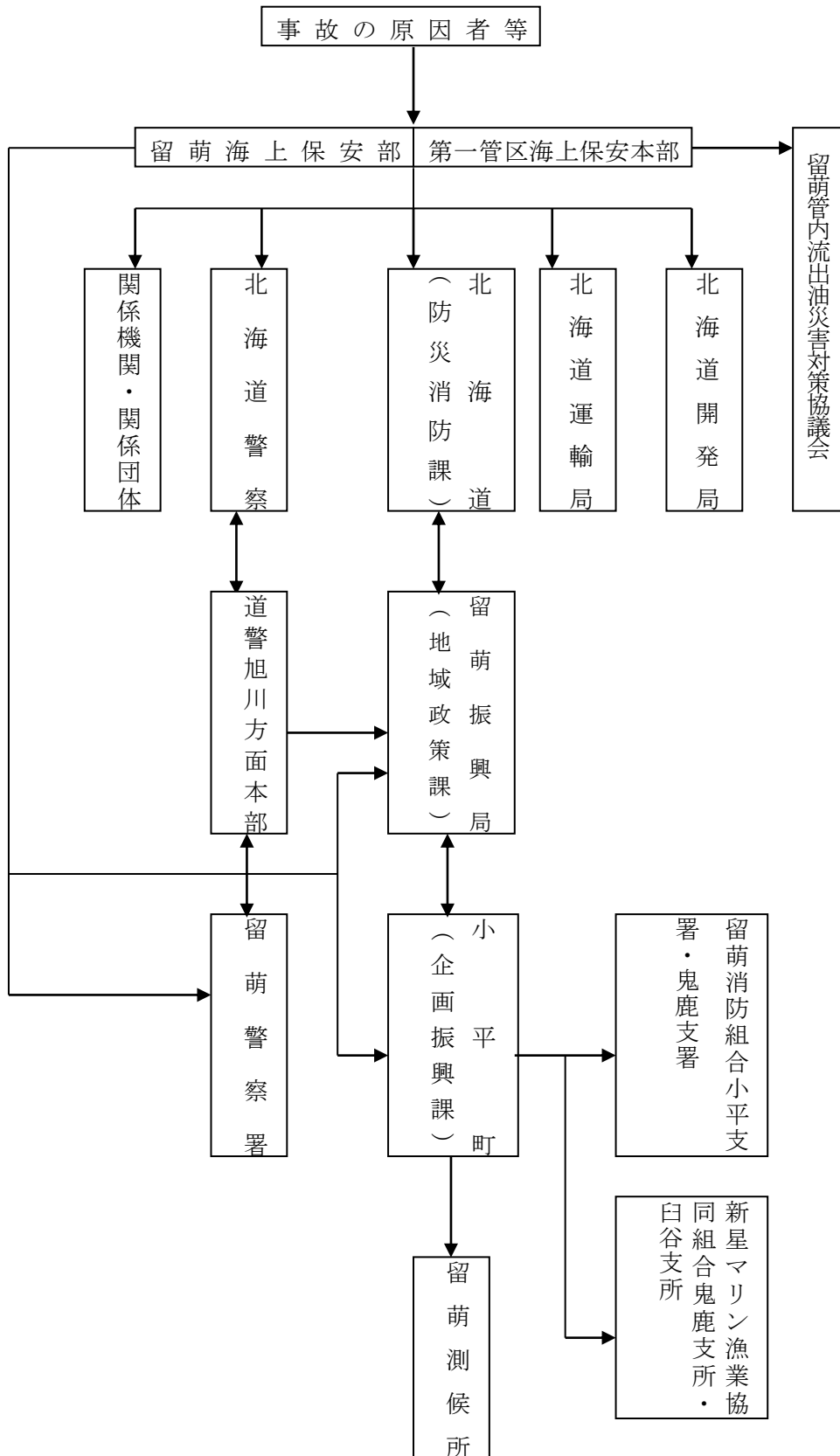
危険物関係施設管理者及び道漁船海難防止センター留萌支部、日本水難救済会北海道支部小平救難所は、流出油等防災対策上関係機関から要請があった場合は、保有する諸資機材等をもって協力を行うものとする。

(11) 防災ボランティアとの連携

流出油の防除作業等には多くの労働力が必要となり、それらの作業を実施する防災ボランティア団体等の受入れ等については、「第5章 第23節 防災ボランティアの受入れ計画」の定めるところによる。

別記1

油等流出事故情報連絡系統図



第2節 道路災害対策計画

道路構造物や車両の衝突等により、大規模な救急救助活動や消火活動等が必要とされる災害（以下「道路災害」という。）が発生し、又はまさに発生しようとしている場合に、早期に初動体制を確立して、その拡大を防御し被害の軽減を図るため実施する応急対策活動は、次のとおりとする。

1 災害予防

関係機関は、それぞれの組織を通じて相互に協力し、道路災害を未然に防止するため必要な予防対策を実施するものとする。

(1) 道路管理者

ア トンネルや橋梁等、道路施設の点検体制を強化し、施設等の現況の把握に努めるとともに異常を迅速に発見し、速やかな応急対策を図るために情報の収集、連絡体制の整備を図るものとする。

また、異常が発見され、災害が発生する恐れがある場合に、道路利用者にその情報を迅速に提供するための体制の整備を図るものとする。

イ 道路災害を予防するため、必要な施設の整備を図るとともに、道路施設の安全を確保するため必要な体制の整備に努めるものとする。

ウ 道路災害を未然に防止するため、安全性・信頼性の高い道路ネットワーク整備を計画的かつ総合的に実施するものとする。

エ 職員の非常参集体制、応急活動のためのマニュアルの作成等、災害応急体制を整備するものとする。

オ 関係機関と相互に連携して実践的な防災訓練を実施し、道路災害等の情報伝達、活動手順等について徹底を図るとともに、必要に応じ体制の改善等の措置を講ずるものとする。

カ 道路災害時に、施設、設備の被害情報の把握及び応急復旧を行うため、予め体制、資機材を整備するものとする。

キ 道路利用者に対して道路災害時の対応等の防災知識の普及・啓発を図るものとする。

ク 道路災害の原因究明のための総合的な調査研究を行い、その成果を踏まえ再発防止対策を実施するものとする。

(2) 留萌警察署

道路交通の安全のための情報の収集を図るものとし、異常が発見され、災害が発生するおそれのある場合には、通行の禁止など必要な措置を行い、道路利用者に周知するとともに、被災現場及び周辺地域等において、交通安全施設の点検を実施するなど必要な措置を講ずるものとする。

2 災害応急対策

(1) 情報連絡系統

道路災害が発生し、又は発生しようとしている場合の連絡系統は、別表1のとおりとする。

(2) 災害広報

災害応急対策の実施にあたり、正確な情報を迅速に提供することにより混乱の防止を図るため被災者の家族等、道路利用者及び地域住民等に対して行う災害広報は、「第5章 第2節 災害広報計画」の定めるところによるほか、被災者の家族等、道路利用者及び地域住民に対し実施するものとする。

ア 被災者の家族等への広報

関係機関は、被災者の家族等からの問い合わせ等に対応する体制を整えるほか、被災者の家族等に役立つ次の情報について、正確に、きめ細かく、適切に提供するものとする。

- (ア) 道路災害の状況
- (イ) 家族等の安否情報
- (ウ) 医療機関等の情報
- (エ) 関係機関等の実施する災害応急対策に関する情報
- (オ) その他必要な事項

イ 道路利用者及び地域住民等への広報

関係機関は、報道機関を通じ、又は広報車の利用や広報板の掲示等により、次の事項についての広報を実施する。

- (ア) 道路災害の状況
- (イ) 被災者の安否情報
- (ウ) 医療機関等の情報
- (エ) 関係機関の災害応急対策に関する情報
- (オ) 施設等の復旧状況
- (カ) 避難の必要性等、地域に与える影響
- (キ) その他必要な事項

(3) 応急活動体制

ア 町の災害対策組織

町長は、道路災害通報を受けた場合は、直ちに留萌振興局及び関係機関に通報するとともに、その状況に応じて応急活動体制を整え、その地域に係る応急対策を実施するものとする。

イ 災害対策現地合同本部の設置

関係機関は、円滑・迅速な応急対策の実施を図るため、必要に応じて協議の上、現地合同本部を設置し、災害応急対策を行うこととする。

(4) 救助救出活動

救助救出活動は、「第5章 第3節 避難救出計画」の定めるところにより、迅速かつ的確に行う。

(5) 医療救護活動

医療救護活動は、「第5章 第10節 医療及び助産計画」の定めるところにより、迅速かつ的確に実施するものとする

(6) 消防活動

消防本部は、「第4章 第6節 消防計画」の定めるところにより、速やかに火災の発生状況を把握するとともに、迅速に消防活動を実施するものとする。

(7) 行方不明者の捜索及び死体の収容等

町等関係機関は、「第5章 第13節 行方不明者の捜索及び死体の収容処理並びに埋葬計画」の定めるところによるほか、死体収容所に搬送し、身元確認を行い、速やかに掲示その他の方法で氏名、住所、年齢等を発表する。

(8) 交通規制

留萌警察署は、災害の拡大の防止及び交通の確保のため、「第5章 第19節 交通応急対策計画」の定めるところにより必要な交通規制を行うものとする。

(9) 危険物流出対策

道路災害により危険物が流出し、又はそのおそれがある場合は、「本章第4節 危険物等災害対策計画」の定めるところにより速やかに対処し、危険物による二次災害の防止に努めるものとする。

(10) 自衛隊の派遣要請

町長は、災害の規模や収集した被害情報から判断し、必要がある場合には、「第5章 第23節 自衛隊派遣要請計画」の定めるところにより知事（留萌振興局長）へ自衛隊の派遣要請を依頼するものとする。

(11) 広域応援

町及び消防機関は、災害の規模によりそれぞれ単独では十分な災害応急対策を実施できない場合は、「第5章 第21節 広域応援計画」の定めるところにより、他の消防機関、他の市町村、道へ応援を要請するものとする。

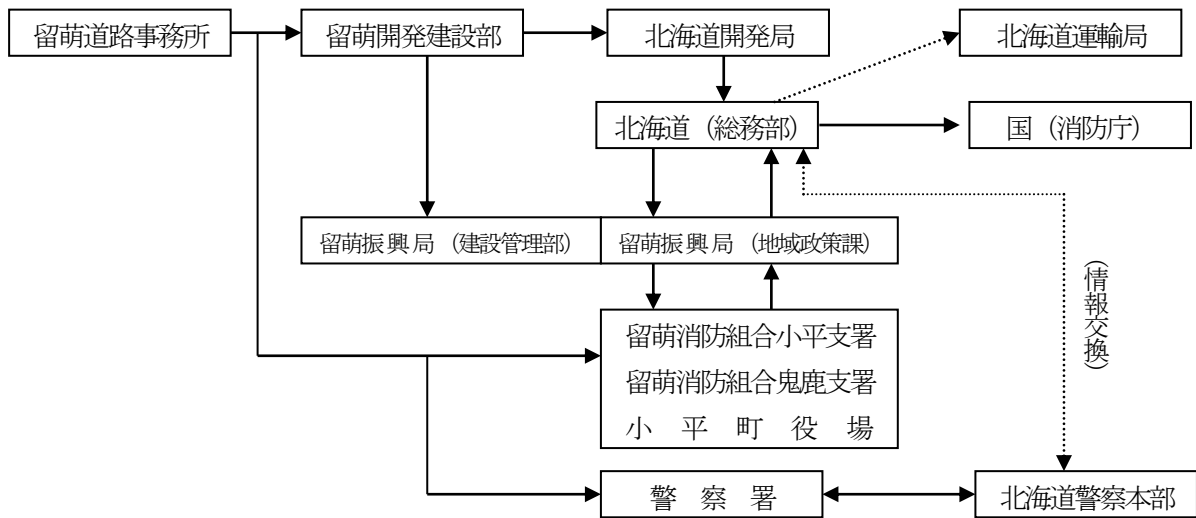
(12) 災害復旧

道路管理者は、その公共性に鑑み、下記に留意して迅速な道路施設の復旧に努めるものとする。

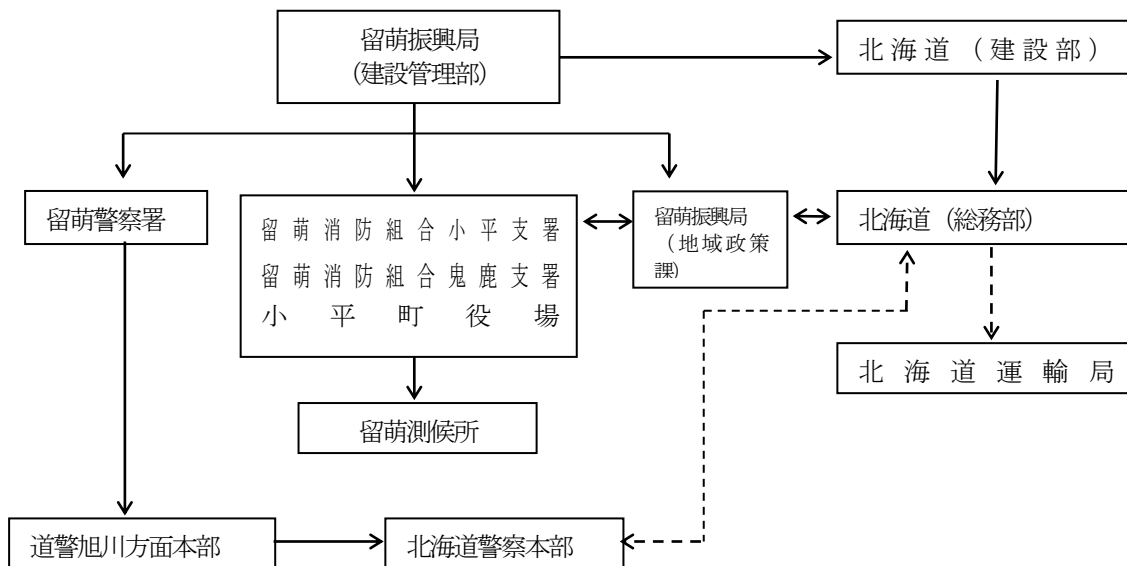
- ① 道路の被災に伴う障害物の除去、仮設等の応急復旧を迅速かつ的確に行い、早期の道路交通の確保に努めるものとする。
- ② 関係機関と協力し、予め定められた物資・資材の調達計画、人材の応援計画等を活用するなどして、迅速かつ円滑に被災施設の復旧を行うものとする。
- ③ 類似災害の再発防止のために、被災箇所以外の道路施設について緊急点検を行うものとする。
- ④ 災害復旧に当たっては、可能な限り復旧予定時期を明確化するよう努めるものとする。

別表1 情報通信連絡系統図

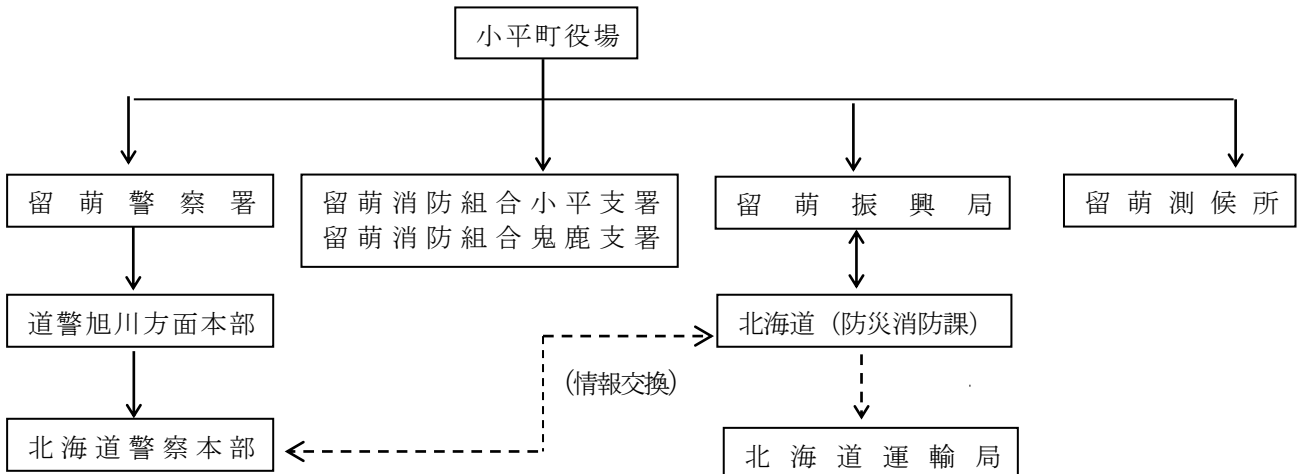
(1) 国の管理する道路の場合



(2) 道の管理する道路の場合



(3) 町の管理する道路の場合



第3節 危険物等災害対策計画

危険物、火薬類、高圧ガスの漏洩、流出、爆発等による災害の発生を未然に防止するための予防対策、及びその拡大を防ぎ、被害の軽減を図るため実施する応急対策活動は、この計画の定めるところによる。なお、海上への危険物の流出等による災害対策については、「本章第1節 海上災害対策計画の中の流出油等対策計画」の定めるところによる。

1 危険物の定義

(1) 危険物

消防法（昭和23年7月24日法律第186号）第2条第7項に規定されているもの

【例】 石油類（ガソリン、灯油、軽油、重油）等

(2) 火薬類

火薬類取締法（昭和25年5月4日法律第149号）第2条に規定されているもの

【例】 火薬、爆薬、火工品（工業雷管、電気雷管等）等

(3) 高圧ガス

高圧ガス保安法（昭和26年6月7日法律第204号）第2条に規定されているもの

【例】 液化石油ガス（LPG）、アセチレン、アンモニア等

(4) 毒物・劇物

毒物及び劇物取締法（昭和25年12月28日法律第303号）第2条に規定されているもの

【例】 毒物（シアン化水素、シアン化ナトリウム等）、劇物（ホルムアルデヒド、塩素等）等

(5) 放射性物質

放射性同位元素、核燃料物質、核原料物質を総称したもの。「放射性同位元素等による放射線障害の防止に関する法律（昭和32年6月10日法律第167号）」等により、それぞれ規定されているもの

2 災害予防

(1) 事業所等に対する指導の強化

危険物等による災害の予防を促進するため、町及び関係機関は、事業所等に対し次の事項について指導に努める。

ア 事業所等に対する設備、保安基準遵守事項の監督、指導の強化

イ 事業所等の監督、指導における防災関係機関の連携強化

ウ 危険物等保安責任者制度の効果的活用による保安対策の強化

エ 事業所等における自主保安体制の確立強化

オ 事業所等における従業員に対する安全教育の徹底指導

カ 事業所等の間における防災についての協力体制の強化

(2) 危険物等災害予防

ア 事業者

(ア) 消防法の定める設備基準、保安基準を遵守するとともに、予防規程の作成、従業員に対する保安教育の実施、自衛消防組織の設置、危険物保安監督者の選任等による自主保安体制の確立を図るものとする。

(イ) 危険物流出その他の事故が発生したときは、直ちに、流出及び拡散の防止、危険物除去その他災害発生防止のための応急の措置を講じるとともに、消防機関、警察へ通報するものとする。

イ 留萌消防組合小平支署・鬼鹿支署

(ア) 危険物製造所等に対して、随時立入検査を実施し、設備基準の維持、保安基準の遵守の徹底を指導し、必要のあるものについては基準適合のための措置命令又は是正指導を行うものとする。

(イ) 危険物製造所等における従業員に対する安全教育の徹底並びに各事業所内における自衛組織の設置、危険物保安監督の選任等による自主保安体制の確立並びに事業所内における協力体制について指導するものとする。

(ウ) 石油等危険物の流出に用いる防除資材等の配備状況を把握し、その整備を促進するよう指導するものとする。

ウ 留萌警察署

必要に応じ、危険物の保管状態、自主保安体制等実態を把握するとともに、資機材を整備充実し、災害発生時における初動措置体制の確立を図るものとする。

(3) 火薬類災害予防

ア 事業者

(ア) 火薬類取締法の定める設備基準、保安基準を遵守するとともに、危害予防規程の作成、保安教育計画の作成、火薬類製造保安責任者の選任等による自主保安体制の確立を図るものとする。

(イ) 火薬庫が近隣の火災その他の事情により危険な状態になり、又は火薬類が安定度に異常を呈したときは、法令で定める応急措置を講じるとともに、火薬類について災害が発生したときは、警察官等に届け出るものとする。

イ 北海道経済産業局

(ア) 火薬類取締法の規定に基づき、保安検査、立入検査を行い、法令の規定に違反する場合は、許可の取消等の措置命令を発するものとする。

(イ) 火薬類取締法の規定による許可等の処分をしたとき、又は届出を受理したときは、速やかに国家公安委員会に通報する等関係機関との連携体制の確立を図るものとする。

(ウ) 事業者の自主保安体制確立を図るため、危害予防規程の作成、保安教育計画の作成、火薬類製造保安責任者の選任等について指導するものとする。

ウ 北海道釧山保安監督部

釧山における事業者の予防対策について監督、指導する。

エ 留萌振興局

(ア) 火薬類取締法の規定に基づき、保安検査、立入検査を行い、法令の規定に違反する場合は、許可の取消等の措置命令を発するものとする。

(イ) 火薬類取締法の規定による許可等の処分をしたとき、又は届出を受理したときは、速やかに道公安委員会に通報する等関係機関との連携体制の確立を図るものとする。

(ウ) 事業者の自主保安体制確立を図るため、危害予防規程の作成、保安教育計画の作成、火薬類製造保安責任者の選任等について指導するものとする。

オ 留萌警察署

(ア) 火薬類取締法の施行に必要な限度において、立入検査を実施する等その実態を把握するとともに、資機材を整備充実し、災害発生時における初動措置体制の確立を図るものとする。

また、必要と認められるときは、留萌振興局、北海道経済産業局又は北海道鉱山保安監督部に対して、必要な措置をとるよう要請するものとする。

(イ) 火薬類運搬の届出があった場合、災害の発生防止、公共の安全維持のため必要のあるときは、運搬日時、経路若しくは方法又は火薬類の性状若しくは積載方法について必要な指示をする等により運搬による災害発生防止を図るものとする。

(ウ) 火薬庫が近隣の火災その他の事情により危険な状態になり、又は火薬類が安定度に異常を呈したとき、及び災害が発生したときの届出があったときは、速やかに道知事に通報するものとする。

カ 留萌消防組合小平支署・鬼鹿支署

火災予防上の観点から事業所の実態を把握し、防災設備の保守管理について指導するほか、防火管理者等による自主保安体制の確立並びに危険物等事業所間の協力体制の確立を指導するものとする。

(4) 高圧ガス災害予防

ア 事業者

(ア) 高圧ガス保安法の定める設備基準、保安基準を遵守するとともに、危害予防規程の作成、保安教育計画の作成、高圧ガス製造保安統括者の選任等による自主保安体制の確立を図るものとする。

(イ) 高圧ガスの製造施設等が危険な状態になったときは、高圧ガス保安法で定める応急措置を請じるとともに、高圧ガスについて災害が発生したときは、道知事又は警察官等に届け出るものとする。

イ 北海道経済産業局

(ア) 高圧ガス保安法の規定に基づき、保安検査、立入検査を行い、法令の規定に違反する場合は、許可の取消等の措置命令を発するものとする。

(イ) 事業者の自主保安体制確立を図るため、危害予防規程の作成、保安教育計画の作成、高圧ガス製造保安統括者の選任等について指導するものとする。

ウ 留萌振興局

(ア) 高圧ガス保安法の規定に基づき、保安検査、立入検査を行い、法令の規定に違反する場合は、許可の取消等の措置命令を発するものとする。

(イ) 事業者の自主保安体制確立を図るため、危害予防規程の作成、保安教育計画の作成、高圧ガス製造保安統括者の選任等について指導するものとする。

(ウ) 高圧ガス保安法の規定による許可等の処分をしたとき、又は届出を受理したときは、速やかに道公安委員会に通報する等関係機関との連携体制の確立を図るものとする。

エ 留萌警察署

(ア) 人の生命、身体又は財産に対する危害を予防するため、特に必要があるときは、立入検査を実施する等その実態を把握するとともに、資機材を整備し、災害発生時における初動措置体制の確立を図るものとする。

(イ) 高圧ガスの製造施設等が危険な状態となったとき、又は災害が発生したときの届出があったときは、速やかに道知事に通報するものとする。

オ 留萌消防組合小平支署・鬼鹿支署

火災予防上の観点から事業所及び販売店の実態を把握し、消防施設等の保守管理、防火管理者等により自主保安体制の確立等適切な指導を行う。

(5) 毒物・劇物災害予防

ア 事業者

(ア) 毒物及び劇物取締法の定める設備基準、保安基準を遵守するとともに、従業員に対する危害防止のための教育の実施、毒物劇物取扱責任者の選任等による自主保安体制の確立を図るものとする。

(イ) 毒劇物が飛散する等により不特定又は多数の者に保健衛生上の危害が生ずる恐れがあるときは、直ちにその旨を留萌振興局（保健環境部）、留萌警察署又は留萌消防組合（小平支署、鬼鹿支署）に届け出るとともに、必要な応急措置を講じるものとする。

イ 留萌振興局（保健環境部）

(ア) 毒物及び劇物取締法の規定に基づき、立入検査を行い、法令の規定に違反する場合は、登録の取消等の措置命令を発するものとする。

(イ) 事業者の自主保安体制確立を図るため、従事者に対する危害防止のための教育の実施、毒物劇物取扱責任者の選任等による自主保安体制の確立を指導するものとする。

ウ 留萌警察署

必要に応じ、毒劇物の保管状態、自主保安体制等事業者の実態を把握するとともに、資機材を整備し、災害発生時における初動措置体制の確立を図るものとする。

エ 留萌消防組合小平支署・鬼鹿支署

火災予防上の観点から事業所の実態を把握し、防災施設の保守管理、防火管理者等による自主保安体制の確立等適切な指導を行う。

(6) 放射性物質災害予防

ア 事業者

(ア) 放射性同位元素等による放射線障害の防止に関する法律の定める設備基準、保安基準を遵守するとともに、放射線障害予防規程の作成、必要な教育訓練の実施、放射線取扱主任者の選任等による自主保安体制の確立を図るものとする。

(イ) 放射線障害の恐れがある場合又は放射線障害が発生した場合は、放射性同位元素等による放射線障害の防止に関する法律で定める応急措置を講ずるとともに、直ちに文部科学大臣、消防署等関係機関へ通報するものとする。

イ 留萌消防組合小平支署・鬼鹿支署

火災防止の観点から事業所の実態を把握し、消防用設備等の保守管理、防火管理者等による自主保安体制の確立等適切な指導を行う。

ウ 留萌警察署

(ア) 放射性同位元素等による放射線障害の防止に関する法律の施行に必要な限度で、立入検査を実施する等その実態を把握するとともに、資機材を整備し、災害発生時における初動措置体制の確立を図るものとする。

(イ) 放射性同位元素又は放射性同位元素により汚染されたものを運搬する届出があった場合、災害の発生防止、公共の安全確保のため必要があるときは、運搬日時、経路等について、必要な指示をする等により運搬による災害発生防止を図るものとする。

とする。

(7) 危険物等施設の現況

小平町における危険物等の施設状況は次のとおりである。

危険物取扱施設

(平成16年4月1日現在)

番号	危険物取扱施設名	所在地	危険物製造所等の別	取扱物件名	保有量 k l	保安管理の概要
1	石黒石油店	字小平町 120番地	給油取扱所	ガソリン	6.0	消火器 第5種9本
				ハイオク	4.0	
灯油	10.0					
軽油	10.0					
			移動タンク 貯蔵所	灯油	4.0	消火器 第5種2本
				軽油	2.0	
2	(株)おびら石油	字小平町 56番地	給油取扱所	ガソリン	10.0	消火器 第5種12本
				重油	30.0	
				軽油	16.0	
				潤滑油	17.0	
				灯油	30.0	
				ハイオク	3.0	
			屋外タンク 貯蔵所	灯油	10.0	
				軽油	3.0	
			移動タンク 貯蔵所	灯油	4.0	消火器 第5種2本
				灯・軽油	4.0	
3	岩見燃料店	字達布	給油取扱所	ガソリン	4.0	消火器 第5種6本
				軽油	4.0	
				屋外地上タンク貯蔵所	灯油	
			移動タンク 貯蔵所	灯油	3.0	消火器 第5種2本
				灯油	3.0	
4	(株)オンネ石油	字鬼鹿港 町	給油取扱所	ガソリン	14.0	消火器 第5種6本
				ハイオク	4.0	
				軽油	10.0	
				灯油	10.0	
			屋外地上タンク貯蔵所	重油	10.0	

第8章 事故災害対策計画

4			移動タンク 貯蔵所	軽・重・灯 油 灯油・軽油	4.0 3.0	消火器 第5種2本
5	細川商店	字鬼鹿港 町	屋外地上タ ンク貯蔵所	灯油	10.0	消火器 第5種1本
			移動タンク 貯蔵所	灯油	2.0	消火器 第5種2本
6	(株) 道路工業	字小平町	地下タンク 貯蔵所	ガソリン 軽油	3.0 7.0	消火器 第5種3本
			屋外タンク 貯蔵所	重油	15.0	
7	小平小学校	字小平町	地下タンク 貯蔵所	重油	5.0	
8	新星マリン漁業協 同組合鬼鹿支所	字鬼鹿港 町	地下タンク 貯蔵所	灯油	0.9	消火器 第5種2本
9	小平町愛生園	字小平町	地下タンク 貯蔵所	重油	7.0	消火器 第5種2本
10	小平町海洋センター	字小平町 458-3	地下タンク 貯蔵所	重油	2.0	消火器 第5種2本
11	小平町給食センター	字小平町	地下タンク 貯蔵所	重油	3.0	消火器 第5種2本
12	小平町福祉センター	字小平町	地下タンク 貯蔵所	重油	10.0	消火器 第5種2本
13	小平町デイサービスセンター	字小平町	地下タンク 貯蔵所	重油	3.0	消火器 第5種2本
14	達布いきいきデイ サービスセンター	字達布	屋外タンク 貯蔵所	重油	0.9	消火器 第5種1本
15	ほっぷすてっぷ	字鬼鹿田 代	地下タンク 貯蔵所	重油	5.0	消火器 第5種2本
16	小平高等養護学校	字鬼鹿田 代	地下タンク 貯蔵所	重油	15.0	消火器 第5種2本
17	小平浄水場	字本郷	地下タンク 貯蔵所	重油	2.0	消火器 第5種2本

18	おにしか更生園	字鬼鹿田代	地下タンク 貯蔵所	重油	8.0	消火器 第5種2本
19	文化交流センター	字小平町	地下タンク 貯蔵所	重油	12.0	消火器 第5種2本
20	ゆったりかん	字小平町	地下タンク 貯蔵所	重油	20.0	消火器 第5種2本

3 災害応急対策

(1) 情報連絡系統

危険物等災害が発生し、又は発生しようとしている場合の連絡系統は、別表1のとおりとする。

(2) 災害広報

災害応急対策の実施にあたり、正確な情報を迅速に提供することにより混乱の防止を図るため、被災者の家族、地域住民に対して行う災害広報は、「第5章 第9節 災害広報計画」の定めるところによるほか、次により実施するものとする。

① 実施機関

事業者及び消防法、火薬類取締法、高压ガス保安法、劇物及び毒物取締法、放射性同位元素等による放射線障害の防止に関する法律に基づく危険物等取扱規制担当機関

② 実施事項

ア 被災者の家族等への広報

関係機関は、被災者の家族等からの問い合わせ等に対応する体制を整えるほか、被災者の家族等に役立つ次の情報について、正確に、きめ細かく、適切に提供するものとする。

- (ア) 災害の状況
- (イ) 家族等の安否情報
- (ウ) 危険物等の種類、性状など人体・環境に与える影響
- (エ) 医療機関等の情報
- (オ) 関係機関の実施する応急対策の概要
- (カ) その他必要な事項

イ 地域住民等への広報

関係機関は、報道機関を通じ、又は広報車や防災行政無線の利用等により、次の事項についての広報を実施する。

- (ア) 災害の状況
- (イ) 被災者の安否情報
- (ウ) 危険物等の種類、性状など人体・環境に与える影響
- (エ) 医療機関等の情報
- (オ) 関係機関の実施する応急対策の概要
- (カ) 避難の必要性等、地域に与える影響
- (キ) その他必要な事項

(3) 応急活動体制

ア 小平町の災害対策

町長は、危険物等災害が発生し、又は発生しようとしている場合は、その状況に応じて応急活動体制を整え、その地域に係る災害応急対策を実施するものとする。

イ 防災関係機関の災害対策

関係機関の長は、危険物等災害が発生し、又は発生するおそれのある場合、災害の状況に応じて応急活動体制を整え、その所管に係る災害応急対策を実施する。

ウ 災害対策現地合同本部の設置

関係機関は、円滑・迅速な応急対策の実施を図るため、必要に応じて協議のうえ北海道の「災害対策現地合同本部設置要綱」に基づき現地合同本部を設置し、災害応急対策を行うこととする。

(4) 災害の拡大防止

事業者及び危険物等取扱規制担当機関は、危険物等による災害の拡大防止を図るため、爆発性、引火性、有毒性等の危険物等の性状を十分に把握し、適切な応急対策を講じるものとする。

ア 事業者

的確な応急点検及び応急措置を講じるものとする。

イ 危険物等の取扱規制担当機関

危険物の流出・拡散の防止、流出した危険物等の除去、環境モニタリングをはじめ、事業者に対する応急措置命令、危険物等関係施設の緊急使用停止命令など、災害の拡大防止を図るため適切な応急対策を講じるものとする。

(5) 消防活動

消防本部は、「第4章 第6節 消防計画」の定めるところによるほか、事業者と緊密な連携を図り、危険物等の性状に合った適切な消防活動を実施するものとする。

(6) 避難及び救助救出活動等

町等関係機関は、「第5章 第3節 避難救出計画」及び「第10節 医療及び助産計画」の定めるところにより、必要な避難措置及び被災者の救助救出並びに医療救護活動を実施するものとする。

(7) 交通規制

留萌警察署等関係機関は、災害の拡大防止及び交通の確保のため、「第5章 第19節 交通応急対策計画」の定めるところにより必要な交通規制を行うものとする。

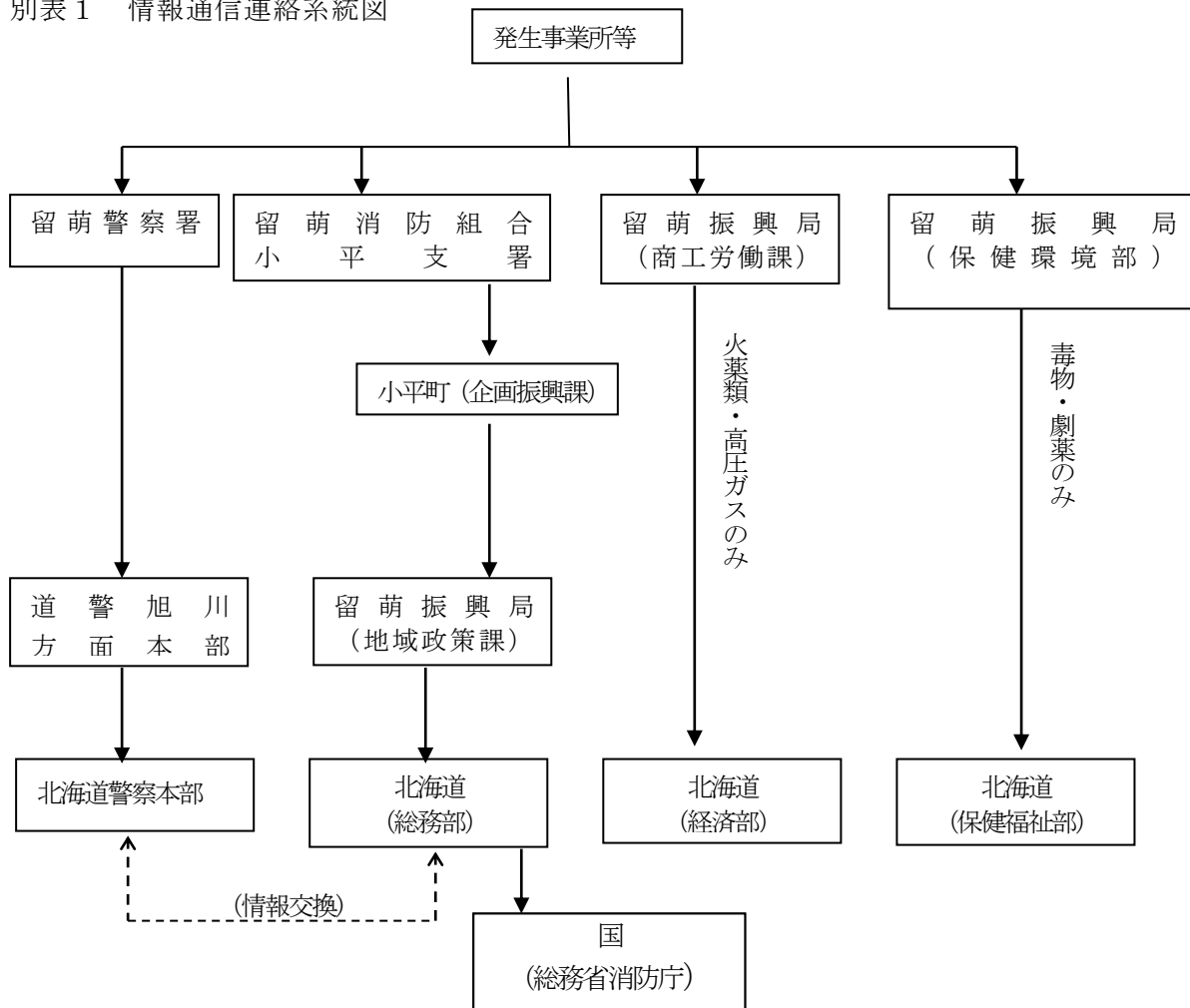
(8) 自衛隊の派遣要請

町長は、災害の規模や収集した被害情報から判断し、必要がある場合には、「第5章 第22節 自衛隊派遣要請計画」の定めるところにより北海道知事（留萌振興局長）へ自衛隊の派遣要請を依頼するものとする。

(9) 広域応援

町及び留萌消防組合（小平支署、鬼鹿支署）は、災害の規模によりそれぞれ単独では十分な災害応急対策を実施できない場合は、「第5章 第21節 広域応援計画」の定めるところにより、他の消防機関、他の市町村、道へ応援を要請するものとする。

別表1 情報通信連絡系統図



第4節 大規模な火事災害対策計画

死傷者が多数発生する等大規模に火事災害が発生し、又はまさに発生しようとしている場合に、早期に初動体制を確立して、その拡大を防御し被害の軽減を図るため実施する応急対策活動は、次のとおりとする。

1 災害予防

町及び消防本部・関係機関は、大規模な火事災害の発生を未然に防止するため、大規模な火事災害に強いまちづくり、防火思想の普及、自主防災組織の育成等必要な予防対策を実施するものとする。

(1) 大規模な火事災害に強いまちづくり

延焼拡大の防止を図るため、建築物や公共施設の不燃化、空地・緑地等の連続的な配置による延焼遮断帯の形成、防火地域及び準防火地域の的確な指定等により、大規模な火事災害に強いまちづくりを推進する。

(2) 火災発生、被害拡大危険区域の把握

災害応急対策の円滑な実施を図るため、火災発生及び延焼拡大の危険性のある区域を把握のうえ、被害想定を作成するよう努める。

(3) 予防査察の実施

多数の人が出入りする公共施設、ホテル、病院、事業所等の防火対象物に対して、消防法（昭和23年7月24日法律第186号）に基づく消防用設備等の整備促進、保守点検の実施及び適正な維持管理について指導する。

(4) 防火管理者制度の推進

防火管理に関する講習会を開催し、防火管理者の知識の向上を図るとともに、防火管理者を定めるべき防火対象物における自衛消防体制の強化を図るため、防火管理者の選任及び消防計画の作成、消防訓練の実施等について指導する。

(5) 防火思想の普及

年2回（春、秋期）の全道火災予防運動、防災週間等を通じて、各種広報媒体を活用することにより、住民の防火思想の普及、高揚を図る。また、高齢者宅の防火訪問を実施する等災害弱者対策に十分配慮する。

(6) 自主防災組織の育成強化

地域の自主防災組織、婦人防火クラブ等の民間防火組織の設置及び育成指導の強化を図り、初期消火訓練等の自主的・火災予防運動の実践を推進する。

(7) 消防水利の確保

同時多発火災や消火栓の使用不能等に備えて、防火水槽の配備、海水・河川水の活用等により、消防水利の多様化及び確保に努める。

(8) 消防体制の整備

消防職団員の非常招集方法、消火部隊の編成及び運用、消防用機械・資機材の整備、災害時の情報通信手段等について十分に検討を行い、大規模な火事災害の対応力を高めることとする。

(9) 防災訓練の実践

関係機関、地域住民等と相互に連携して実質的な消火救助・救急等の訓練を実施し、災害時の活動手順、関係機関との連携等について徹底を図るとともに、訓練後には評価を行

い、必要に応じ体制等の改善を行う。

(10) 火災警報

町長は、留萌振興局長から火災気象通報を受けたとき、又は気象の状況が火災警報発令条件となり、火災予防上危険であると認めるときは、消防法第22条に基づく火災警報を発令する。

2 災害応急対策

(1) 情報連絡系統

大規模な火事災害が発生し、又は発生しようとしている場合の連絡系統は、別表1のとおりとする。

(2) 災害広報

災害応急対策の実施にあたり、正確な情報を迅速に提供することにより混乱の防止を図るために行う災害広報は、「第5章 第2節 災害広報計画」の定めるところによるほか、町等関係機関は、被災者の家族及び地域住民等に対し次のとおり実施するものとする。

① 被災者の家族等への広報

関係機関は、被災者の家族等からの問い合わせ等に対応する体制を整えるほか、被災者の家族等に役立つ次の情報について、正確に、きめ細かく、適切に提供するものとする。

- ア 災害の状況
- イ 家族等の安否状況
- ウ 医療機関等の情報
- エ 関係機関の実施する応急対策の概要
- オ その他必要な事項

② 地域住民等への広報

関係機関は、報道機関を通じ、又は広報車・防災行政無線の利用等により、次の事項についての広報を実施する。

- ア 災害の状況
- イ 被災者の安否情報
- ウ 医療機関等の情報
- エ 関係機関の実施する応急対策の概要
- オ 避難の必要性等、地域に与える影響
- カ その他必要な事項

(3) 応急活動体制

ア 町の災害対策

町長は、大規模な火事災害が発生し、又は発生しようとしている場合は、その状況に応じて応急活動体制を整え、その地域に係る応急対策を実施するものとする。

イ 災害対策現地合同本部の設置

関係機関は、円滑・迅速な応急対策の実施を図るため、必要に応じて協議のうえ、「災害対策現地合同対策本部設置要綱」に基づき現地合同本部を設置し、災害応急対策を行うこととする。

(4) 消防活動

消防本部は、「第4章 第6節 消防計画」の定めるところにより、人命の安全確保と

延焼防止を基本として、速やかに火災の状況を把握し、重要かつ危険度の高い箇所及び地域を優先しながら消防活動を行う。

(5) 避難及び救助救出活動等

町等関係機関は、「第5章 第3節 避難救出計画」及び「第5章 第10節 医療及び助産計画」の定めるところにより、必要な避難措置及び被災者の救助救出並びに医療救護活動を実施するものとする。

(6) 交通規制

留萌警察署は、災害の拡大の防止及び交通の確保のため、「第5章 第19節 交通応急対策計画」の定めるところにより必要な交通規制を行うものとする。

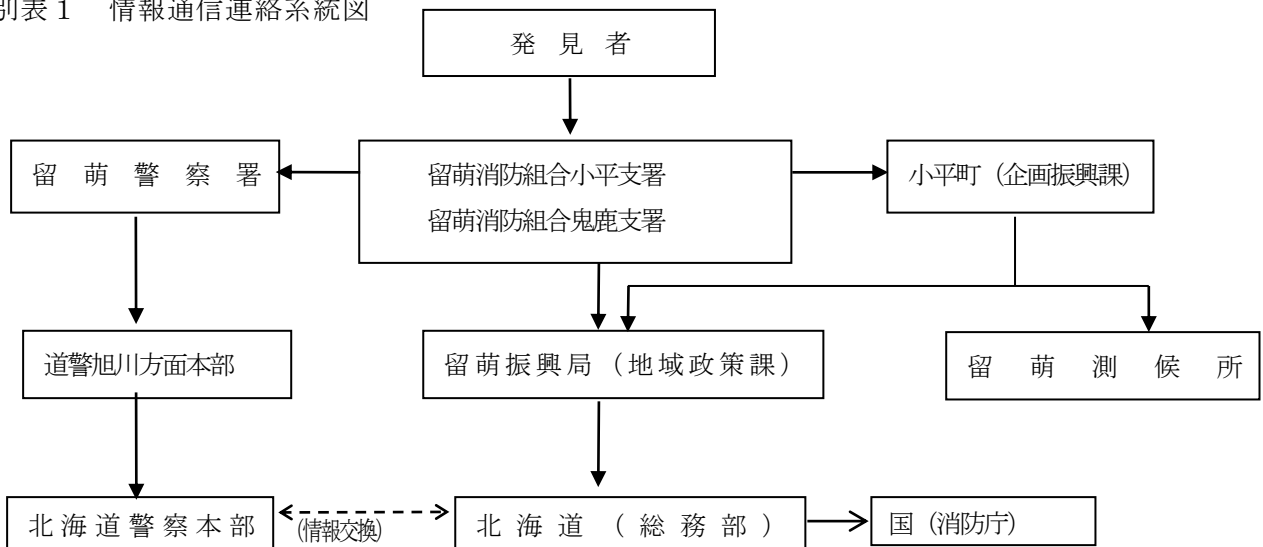
(7) 自衛隊の派遣要請

町長は、災害の規模や収集した被害情報から判断し、必要がある場合には、「第5章 第22節 自衛隊派遣要請計画」の定めるところにより北海道知事（留萌振興局長）へ自衛隊の派遣要請を依頼するものとする。

(8) 広域応援

町及び消防機関は、災害の規模によりそれぞれ単独では十分な災害応急対策を実施できない場合は、「第5章 第21節 広域応援計画」の定めるところにより、他の消防機関、他の市町村、北海道へ応援を要請するものとする。

別表1 情報通信連絡系統図



第 5 節 漁港等災害対策計画

漁港等において発生する船舶火災等の事故による油の流出、陸域における危険物施設等の災害対策計画は、次のとおりとする。

1 漁港等防災対策の区域

本計画に基づく諸対策は、港湾法（昭和 25 年法律第 218 号）第 2 条により定める港湾区域及びその臨港地区並びに漁港法（昭和 25 年法律第 132 号）第 2 条に定める漁港区域及び陸域を対象とする。

2 関係機関の業務の大綱

漁港等の防災対策を推進するための関係機関の業務大綱は、次のとおりである。

(1) 小平町

- ア 災害予防、消火活動、災害応急対策及び災害復旧の実施
- イ 関係機関相互の連絡調整
- ウ 漁港区域及び漁港施設等の良好な状態の維持
- エ 災害情報の収集、伝達
- オ 災害時における防疫活動の実施

(2) 留萌消防組合小平支署・鬼鹿支署

- ア 消火活動
- イ 救急、救助活動
- ウ 危険物施設の警戒予防
- エ 流出油類等の拡散防止
- オ 消火剤等の備蓄、運搬
- カ 避難誘導

(3) 留萌開発建設部、留萌振興局（留萌建設管理部）

港湾及び航路の工事並びに港湾の直轄災害復旧の実施、漁港及び航路の工事並びに災害復旧の実施

(4) 留萌海上保安部

- ア 海上交通の安全を確保するため、海上における法令の励行及び航路標識の維持管理並びに水路測量の実施
- イ 災害時における救助、救援、消火活動及び船舶の避難誘導並びに救援物資、人員等の海上輸送
- ウ 情報の収集、伝達及び気象予警報の船舶への周知
- エ 海上における犯罪予防及び治安の維持

(5) 北海道運輸局旭川運輸支局

災害時における海上輸送の連絡調整、漁港諸作業の調整

(6) 旭川地方气象台

災害時において必要とする気象予警報等の情報伝達

(7) 留萌労働基準監督署

事業所、工場等の産業災害の防止対策

(8) 留萌振興局

- ア 災害予防、災害応急対策の実施
- イ 高圧ガス施設の立入検査及び緊急措置
- ウ 関係機関相互の総合調整
- エ 自衛隊の災害派遣要請
- (9) 留萌警察署（小平駐在所、鬼鹿駐在所）
 - ア 災害時における住民の避難誘導及び救助並びに犯罪の予防及び交通の規制等
 - イ 災害時の情報の収集及び治安維持に必要な広報
- (10) 留萌振興局（保健環境部）
 - 災害時における防疫活動の実施
- (11) 東日本電信電話株式会社北海道支店
 - 災害時における電報、電話の取扱及びその確保
- (12) 日本放送協会
 - 災害時における住民への状況放送
- (13) 北海道電力(株)留萌営業所
 - 災害時における電力の円滑な供給
- (14) その他の団体
 - ア 港湾及び漁港関係施設の管理者
 - (ア) 港湾及び漁港関係施設の災害予防
 - (イ) 災害時における漁港関係施設の保安に関する処置
 - イ 危険物関係施設の管理者
 - (ア) 危険物の災害予防
 - (イ) 災害時における危険物の保安に関する処置
 - ウ 水難救済会小平救難所、船泊救難所
 - 港湾及び漁港等防災対策に関する協力

3 重要警戒区域の設定

重要警戒区域は、漁港区とする。

4 予防計画

港湾及び漁港等における各種災害を未然に防止するため、各関係機関がとるべき処置は、次のとおりとする。

- (1) 小平町
 - ア 係留施設の維持管理
 - 危険物等積載船舶の接岸荷役の安全を確保するため、岸壁及びその附属施設（防舷材、係船柱）等の改修並びに岸壁水深の維持に努める。
 - イ 火気及び立入禁止処置
 - 大量の危険物荷役中の警備及び監視を厳重にし、火気及び立入禁止の徹底を図る。
 - ウ 大量の危険物の荷役についての処置
 - (ア) 荷役に関する保安についての指導監督
 - (イ) 消火器具の配備
 - (ウ) 油流出事故の予防対策及び化学消火剤等の配備
 - (エ) 立入禁止、火気厳禁の標示の徹底

エ 陸域における危険物製造所、貯蔵所又は取扱所に対する定期立入検査及び指導取り
締まり

- (ア) 施設の改善促進
- (イ) 適正な危険物取扱いの指導
- (ウ) 消火設備の維持管理の指導
- (エ) 作業員の初期消火技術の向上
- (オ) 化学消火剤等の共同備蓄と事業所相互の応援体制の確立及び指導

オ 資料及び情報交換

入港船舶の危険物積載の状況等、消防活動上あらかじめ掌握しておくことが必要と認められる資料および情報について関係機関と相互に交換する。

(2) 留萌開発建設部、留萌振興局（留萌建設管理部）

港湾及び航路の直轄工事の計画並びに施行に関しては、防災について十分に配慮する。
また、漁港工事の計画並びに施工に関しては、防災について十分配慮する。

(3) 留萌海上保安部

ア 調査研究

防災活動を適切かつ効果的に実施するため、次に掲げる防災関係資料の収集及び調査研究を行う。

- (ア) 災害発生状況及び災害の教訓等に関する資料
- (イ) 災害発生の予想に関する資料（各種原因による災害発生時期及び程度の予想並びに判断のため諸資料）
- (ウ) 港湾状況（特に危険物の荷役場所、はしけだまり等の状況）
- (エ) 防災施設、器材等の種類、分布の状況等救助に必要な器材能力の基礎調査（曳き船、サルベージ、消火及び油除去作業、潜水作業等）

イ 研修訓練

平常業務を通じ職員に対し防災に関する指導を行うとともに、随時次の訓練を行う。
また、必要に応じ関係機関の行う訓練に参加し、または参加を求めるものとする。

- (ア) 災害関係法令及びその運用に関する知識並びに海上災害の専門知識に関する研修
- (イ) 非常呼集、防火、搜索救助、警報伝達、物資の緊急輸送、流出油事故対策等の防災に関する訓練
- (ウ) 総合防災訓練

ウ 指導啓発

防災に関し、関係機関、報道機関等と緊密な連絡をとり、次の方法により関係者を指導啓発する。

- (ア) 海難防止運動、防災の日等の諸行事における防災に関する講習会の開催、防災参考資料の配布等
- (イ) 在港船舶に対する臨船指導

エ 海事関係法令の励行

海事関係法令違反は、海難の発生に直接結びつくものであり、海事関係法令の遵守の徹底を図るため、日常業務において一般船舶及び危険物積載船舶等に対する立入検査を実施して、次の事項の励行を図り、海難の未然防止に努める。

- (ア) 船舶安全法に基く安全基準の励行
- (イ) 船舶職員法、船員法等乗組員に関する法令の遵守

- (ウ) 港則法並びに危険物船舶運送及び貯蔵規則等に関する法令の遵守
- (4) 北海道運輸局旭川運輸支局
船舶職員法、船員法等乗組員に関する法令の遵守について指導監督する。
- (5) 留萌労働基準監督署
陸域に所在する事業所、工場等の産業災害の防止について監督指導する。
- (6) 留萌振興局
 - ア 町の漁港等防災対策計画の樹立及び資材の備蓄について指導する。
 - イ 高圧ガス施設の維持
漁港地区に所在する高圧ガス業者に対して、保安上の基準に適合するよう指導する。
 - ウ 町及び関係機関が行う予防対策の連絡調整にあたる。
- (7) 北海道経済産業局
 - ア 電気工作物等の立入検査
漁港地区及び陸域に所在する電気事業用設備、自家用電気工作物施設及び一般用電気工作物施設に対して立入検査を実施し指導する。
 - イ ガス工作物及び高圧ガス施設の維持
陸域に所在するガス業者に対して、保安上の基準に適合するよう指導する。
- (8) その他の団体
 - ア 港湾及び漁港関係施設の管理者
 - (ア) 係留施設の維持管理
船舶の接岸荷役の安全を確保するため、岸壁及びその付属施設（防舷材、係船柱）等の改修、岸壁水深の維持に努める。
 - (イ) 消火設備の充実強化
 - (ウ) 従業員の初期消火技術の研修訓練
 - イ 危険物関係施設の維持管理
 - (ア) 係留施設の維持管理
危険物積載船舶の接岸水深の維持に努める。
 - (イ) 危険物の荷役についての処置
 - a 荷役に関する保安の指導監督
 - b 大量の危険物荷役中の嚴重な警備及び監視
 - c 油流出事故の予防対策及び化学消火剤等の配備
 - d 消火器具及び設備の充実
 - e 立入禁止、火気厳禁の標示の徹底
 - (ウ) 従業員の初期消火技術の研修訓練
 - ウ 水難救助技術の研修訓練

5 応急対策

港湾及び漁港等における各種災害に対処するため各機関が実施する応急対策は、次のとおりとする。

- (1) 小平町
 - ア 情報の収集及び関係機関に対する連絡
漁港等における災害の状況を把握するとともに、関係機関に連絡する。
 - イ 防疫活動

災害によって汚染され、又は汚染が予想される地域の防疫の実施

ウ 広報活動

災害の状況、住民の避難、立入禁止等適時適切な広報を行う。

(2) 留萌消防組合小平支署・鬼鹿支署

ア 救助、救出及び避難

(ア) 災害による人命の救助を行う。

(イ) 災害の拡大を防止するため、特に必要があると認めるときは、関係地域の居住者、滞在者その他の者に対して避難のため、立退きを勧告し、急を要する場合は、これらの者に対して避難のため立退きを指示する。

イ 警戒区域の設定

危険を防止するために、特に必要があると認めるときは、警戒区域を設定し、災害応急対策に従事する者以外の者に対して当該区域への立入を制限し、もしくは禁止し、又は当該区域からの退去を命ずる。

ウ 消防活動

(ア) 陸上施設の消火及び延焼の防止を行う。

(イ) 船舶の消火活動は、海上保安官署と連絡を密にして行う。

(ウ) 火災の現場においては、消防警戒区域を設定して法令で定める以外の者に対して、その区域から退去を命じ、又はその区域への出入りを禁止もしくは制限する。

エ 応急資機材の調達輸送

(ア) 消化剤、オイルフェンス、油処理剤その他の応急資機材の調達輸送を行う。

(イ) 留萌海上保安部と連絡を密にして、流出油による急迫した危険を防止するため、オイルフェンスの使用、油除去剤の散布等の応急措置をとる。

オ 危険物施設に対する保安

火災発生のおそれのあるタンク等の冷却及び危険物を安全な場所へ移送、搬出を行う。

カ 応援要請

(ア) 災害の状況に応じ、住民を応急措置の業務に従事させる。

(イ) 災害の状況に応じ、相互応援協定締結の事業所又は他の市町村に対して応援を要請する。

(ウ) 災害の状況に応じ、自衛隊の派遣を留萌振興局長に要請する。

(3) 留萌海上保安部

ア 情報の収集及び関係機関に対する連絡

災害の情報を迅速的確に把握するとともに、その情報を関係機関に連絡する。

イ 救助、救出及び避難

(ア) 事故船に対し、災害局限措置を指導するとともに、被災者の救援を行う。

(イ) 必要により沿岸住民、船舶に対する避難勧告指示及び避難救助を行う。

ウ 消防活動

消防機関と連絡を密にして、巡視船艇により消火及び延焼の防止を行う。

エ 油の拡散防止及び回収除去

(ア) 関係船舶、船主、代理店に対し、流出防止処置、拡散防止処置及び除去について指導し、又は海洋汚染及び海上災害の防止に関する法律の定めるところにより除去を命ずる。

(イ) 流出油による急迫した危険を防止するため、オイルフェンスの使用、油除去剤

の散布等の応急措置をとる。

- (ウ) 回収船による流出油の回収指導にあたる。
- (エ) 事故船からの油の抜き取り指導にあたる。
- (オ) 流出油の漂着が予想される沿岸水域にオイルフェンス又は応急フェンスの展開指導を実施する。
- (カ) 町民及び民間企業に対する自衛措置の指導にあたる。
- (キ) 状況により事故船を移動させ、付近地域の安全を図るとともに災害の拡大防止の措置をとる。
- (ク) 必要に応じ、かつ状況により船体及び流出油の非常処分を考慮する。

オ 広報活動

- (ア) 民心の安定に重点を置き、災害、治安、救助及び復旧の状況等について適時適切に広報を行う。
- (イ) 船舶、水産資源、陸上施設、公衆衛生等に重大な影響を及ぼす事態を知った場合は、直ちに航行警報、ラジオ、テレビ、巡視船艇による巡回等によりその状況を周知する。

カ 海上交通規制

- (ア) 巡視船艇によりガス検知を行い、危険海域の警備整理にたある。
- (イ) 危険物積載船舶等に移動を命ずるほか、危険物荷役の制限又は禁止を行う。
- (ウ) 船舶交通の制限又は禁止を行うほか、必要に応じ出入港を規制する。

キ その他

- (ア) 必要に応じ、他部署の巡視船艇又は航空機の応援派遣を要請する。
- (イ) 海上からの応援が可能なときは、巡視船艇により協力する。

(4) 北海道運輸局旭川運輸支局

ア 海上輸送の連絡調整

災害救助その他公共の安全維持のため必要な場合は、運航事業者に対して輸送体制の連絡調整を行う。

(5) 旭川地方气象台

災害が発生した場合は、防災会議等の要請に基づき気象予警報等の必要とする情報を伝達する。

(6) 留萌振興局

ア 情報の収集及び関係機関に対する連絡

港湾における災害状況を把握するとともに、関係機関に連絡する。

イ 高圧ガスに対する措置

漁港地区の高圧ガスが公共の安全維持又は災害発生の予防のため必要があると認めるときは、立入検査を実施するとともに施設等の使用又は製造を一時停止させ、もしくは破棄、移動することを命ずる。

ウ 連絡調整

漁港防災活動が円滑に推進するよう関係機関相互の連絡調整を行う。

エ 町に対する指示

被害の拡大防止等応急対策処置のため、町に対し必要な指示を行い、又は他市町村の応援を指示する。

オ 自衛隊の派遣要請

災害の状況により、又は町の要請により自衛隊の派遣要請をする。

カ 町に対する支援

災害の状況により、専門職員の派遣及び備蓄消火剤の支給を行う。

(7) 留萌警察署（小平駐在所、鬼鹿駐在所）

ア 災害情報の収集及び関係機関に対する連絡

災害警備措置上必要な情報を収集するとともに関係機関と連絡を密にし、必要と認める場合は、その情報を積極的に通報する。

イ 救助、救出

(ア) 災害による危険箇所、避難立退き地域などを巡視して、避難に遅れた者の発見、救助に努める。また負傷者は直ちに応急措置をし、状況により救護所に搬送する。

(イ) 関係機関の行う船舶被災者の救出について、その作業に必要な地域の確保、交通規制、整理等を行い協力する。

ウ 避難

(ア) 災害の発生により生命、身体を災害から保護し、その他災害の拡大を防止するため、特に必要があると認めるときは関係地域の居住者に対し、早期に自主避難を行うよう勧告する。

(イ) 急を要する場合においては、必要と認める地域の居住者、滞在者その他の者に対して避難のための立退きを指示する。（立退きを指示した場合は、町長に通知する。また、町長が立退きを指示した場合は、これに協力する。）

エ 警戒区域の設定

災害の発生により生命、身体に対する危険防止のため特に必要があると認めるときは、警戒区域を設定し、災害応急対策に従事する者以外の者に対してその区域への立入を制限し、もしくは禁止またはその区域から退去を命ずる。（警戒区域を設定した場合は、町長に通知する。町長または消防職（団）員が警戒区域を設定した場合は、これに協力する。）

オ 道路交通規制

災害発生により道路における交通に危険が生ずる恐れがあるときは、一時歩行者又は車両の通行を禁止し、もしくは制限する。

カ 犯罪の予防、鎮圧

(ア) 避難した被災者の留守家庭及び避難所収容者に対して、必要により警戒員を派遣するほか、重点的なパトロールを行う。また、復旧物資をめぐる経済事犯の取締まり、物資集積所の盗難などの予防、検挙にあたり、被災地域の治安を維持する。

(イ) 被災地における補償その他の利害関係に基づく対立紛争事案に対しては、その情報を収集し、関係機関に通報して事故の防止にあたる。

キ 危険物施設に対する治安

(ア) 石油、火薬などの危険物については、災害を拡大するおそれが大きいため、その施設周辺の立入禁止、住民の避難その他危険防止について措置する。

(イ) 関係機関の行う保安措置について積極的に協力する。

ク 広報活動

警備上必要な災害の状況、住民の避難、立入禁止、交通規制等その他治安維持に必要な事項について広報を行う。

- (8) 留萌振興局（保健福祉部）
災害によって汚染され、又は汚染が予想される地域の防疫の実施
- (9) 東日本電信電話株式会社北海道支店
 - ア 災害時における非常及び緊急通話の取扱い並びにその実施
 - イ 災害時において、必要に応じて電話及び電報の利用を制限し、重要通信の確保を図る。
- (10) 日本放送協会
民心安定のため、災害時における災害救助、復旧の状況を適時放送する。
- (11) 北海道電力留萌営業所
災害時における住民生活、事業所等への電力の円滑な供給を図る。
- (12) その他の団体
 - ア 港湾及び漁港関係施設の管理者
 - (ア) 災害時における漁港関係施設の保安に万全を期する。
 - (イ) 自己の事業所に災害が発生した場合、直ちに関係機関に通報連絡するとともに、自衛消防力をもって初期消火活動に努める等適切な措置を講ずる。
 - (ウ) 災害時において、他の事業所又は関係機関から応援を求められた場合は、直ちに
応ずる。
 - イ 危険物関係施設の管理者
 - (ア) 災害時における危険物の保安に万全を期す。
 - (イ) 自己の事業所に災害が生じた場合は、直ちに関係機関に通報連絡するとともに、自衛消防力によって初期消火に努める等適切に措置を講ずる。
 - (ウ) 災害時において、相互応援協定締結の事業所は関係機関から応援を求められた場合は、直ちに
応ずる。
 - ウ 日本水難救済会北海道支部小平救難所
災害時において、自ら又は関係機関の求めに応じて水難者の救助に協力する。

6 災害に対する体制

港湾及び漁港における災害に対する体制は、次のとおりとする。

- (1) 港湾及び漁港地区において大規模な船舶火災等が発生し、総合的な応急対策の実施が必要な場合は、町の防災会議が中止となり災害対策を推進するものとする。この場合、災害に関係ある機関（民間企業も含む）の代表者をもって組織する連絡機関を設けて、防災に対する連絡調整を行うものとする。
- (2) 港湾及び漁港区域内における船舶の火災については、昭和43年3月29日海上保安庁長官と消防庁長官との間に締結された「海上保安庁の機関と消防機関との業務協定の締結に関する覚書」に基づき、昭和59年2月15日留萌海上保安部長と留萌消防組合管理者との間に締結された船舶消火に関する業務協定により対処するものとする。

7 相互応援計画

- (1) 災害時においては、各関係機関相互又は企業間相互で必要に応じて応援し合うものとし、応援協定のある場合は、それに従うものとする。
- (2) 自衛隊の派遣は、「第5章 第23節 自衛隊派遣要請計画」に基づき要請するものとする。

する。

- (3) 危険物関係施設及び漁港関係施設の管理者並びに水難救済会小平救難所は、港湾防災対策上関係機関から要請があった場合は、保有する諸資機材等をもって協力を行うものとする。

8 防災訓練

小平町防災会議は、港湾及び漁港における災害応急対策を円滑に実施するため、関係機関と協力して港湾及び漁港防災対策訓練を行うものとする。

第6節 林野火災対策計画

林野火災の予防・応急対策は、本計画の定めるところによる。

1 実施機関及び協力機関

林野火災の予防対策を推進するため、小平町林野火災予消防対策協議会を設け、構成機関相互の連絡、情報交換計画の実施及び指導等、予消防対策の円滑なる実施を図るものとする。

(1) 実施機関

小平町、留萌南部森林管理署、留萌振興局（森林室）、留萌消防組合（小平支署、鬼鹿支署）、小平消防団、留萌南部森林組合

(2) 協力機関

留萌振興局（留萌建設管理部）、陸上自衛隊留萌駐屯地、留萌開発建設部、留萌測候所、留萌警察署（小平・鬼鹿駐在所）、小平町教育委員会、小平町立各小中学校、南るもい農業協同組合小平支所、新星マリン漁業協同組合（鬼鹿支所、臼谷支所）、造林造材業者、木材製材業者、小平町各観光協会、てんてつバス（株）、沿岸バス（株）、小平町商工会、小平町建設業協会、各森林愛護組合、各町内会、小平・鬼鹿婦人防火クラブ、小平・鬼鹿少年消防クラブ

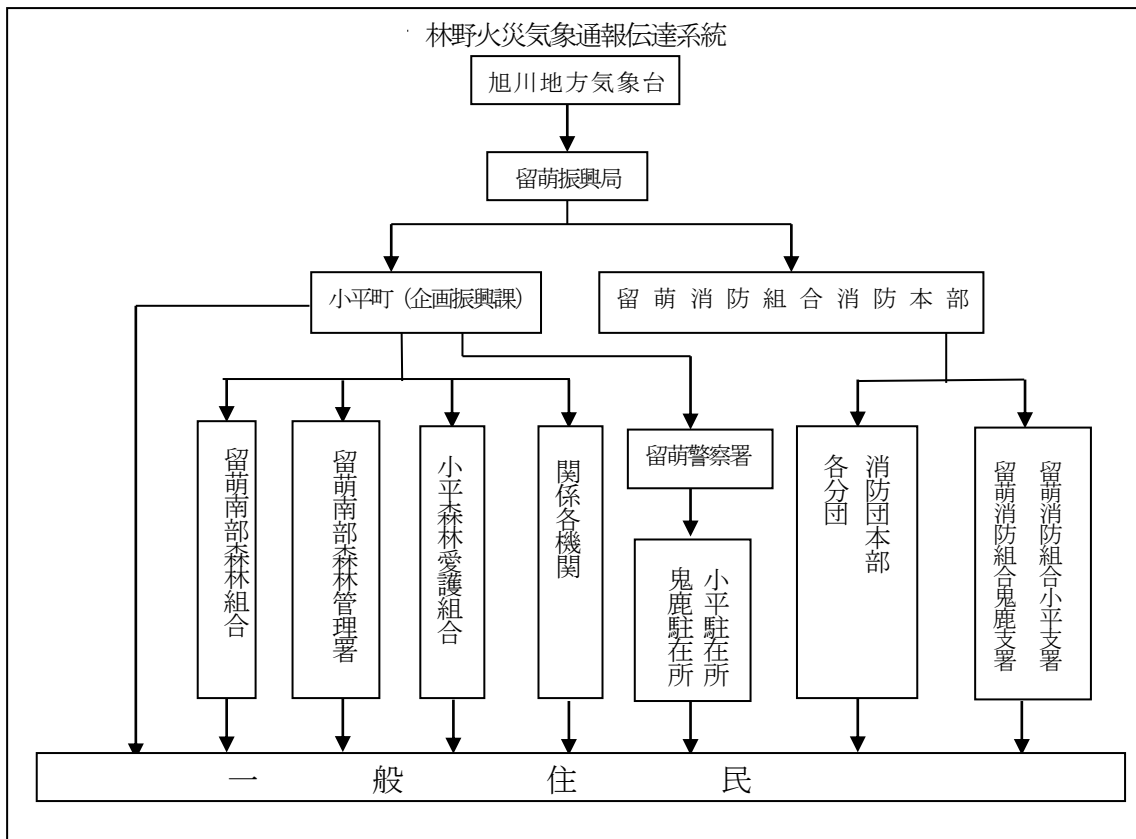
2 気象情報対策

林野火災の発生は、気象条件が極めて大きな要素になることにかんがみ、気象予警報を的確に把握し、予防の万全を期すため、次により情報の連絡体制を確立するものとする。

(1) 林野火災気象通報

町は、留萌振興局から気象通報を受領したときは、次の系統により関係機関及び一般住民に対して伝達するものとする。

(2) 発令された通報の伝達系統は次のとおりとする。



3 林野火災予防対策

林野火災発生原因は、ほとんどが人為的によるものであるため、国、道、町及び関係機関には次により対策を講ずるものとする。

(1) 留萌森林管理署、北海道（留萌振興局）、小平町

ア 一般入林者対策

ハイキング、山菜採り、魚つり等で入林する者に対する対策として、次の事項を推進する。

(ア) タバコ、たき火の不始末による出火の危険性について、新聞、テレビ、ラジオ、広報誌等を活用するとともに、関係機関の協力を得ながら広く周知する。

(イ) 入林しようとする者は、入林許可が必要であることを指導し、無許可入林者をなくす。

(ウ) 火災警報発令又は気象条件が急変した際は、必要に応じて入林の制限を実施する。

(エ) 入林者は、巡視員、監視員の指示に従うよう指導する。

イ 火入れ対策

林野火災危険期間（4.5.6月）中の火入れは極力さけるようにし、できる限り夏期又は秋期に行うように指導するとともに、火入れ対策として次の事項を定める。

(ア) 山林内及び山林から1kmの範囲内で、たき火やゴミ焼きをする場合でも許可が必要であることを周知徹底し、無許可火入れを絶滅する。

(イ) 火災警報発令又は気象状況の急変の際は、一切火入れを中止させる。

(ウ) 火入れ跡地の完全消火を図り、責任者の確認を受けるよう指導する。

(エ) 森林法及び民有地火入れ許可に関する条例で規制している火入れ以外の火入れについても、特に気象状況に十分留意して行うよう指導する。

(2) 林内事業者

林内において事業を営む者は、危険期間中、森林所有者と協議し、特に次の事項について留意の上、適切な予防対策を講ずるものとする。

ア 火気取扱責任者を定め、事業区域内に巡視員を配置して警戒体制を図る。

イ 事業箇所に、火気取扱責任者の指定する喫煙所並びにたき火、ごみ焼却場を設け標識及び消火設備を完備するものとする。

ウ 事業箇所の火気取扱責任者は、あらかじめ事業所内の連絡系統を定め、関係機関との連絡の万全を期するものとする。

(3) 森林所有者

森林所有者は、自己の所有林内より火災が起きないように、次の事項を実施するよう努めるものとする。

ア 自己の所有林野への入林者に対する防火啓発

イ 巡視員の配置

ウ 無断入林者に対する指導

エ 火入れに対する安全対策

4 林野火災消防対策

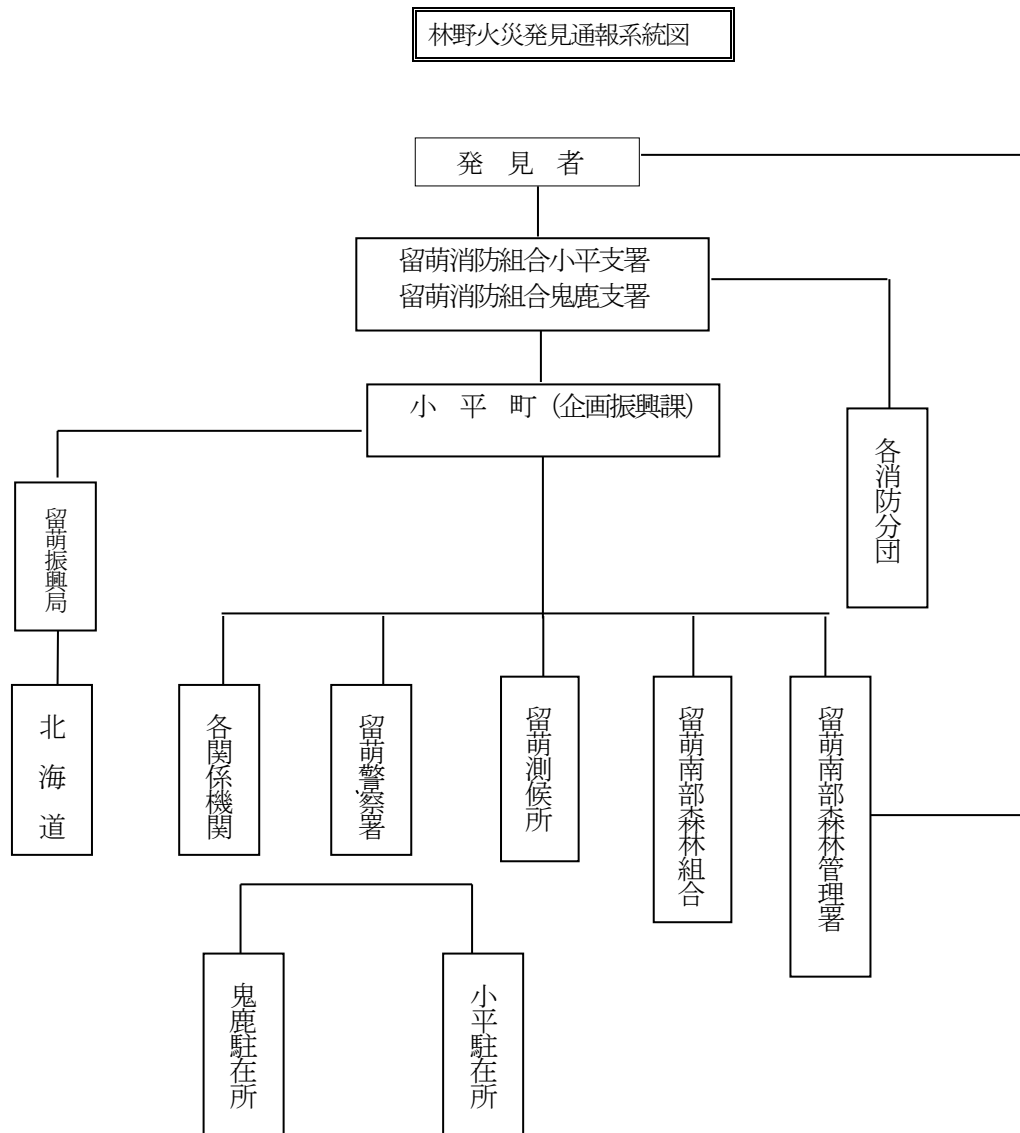
林野火災消防の目的は短時間に最も容易に消火し、火災の拡大防止に努めることにあるので、消火体制の強化を図り、林野火災が発生した際は、あらゆる手段を講じて消火に努める。

(1) 組織

小平町林野火災消防対策本部については、小平町林野火災予消防対策協議会で別に定める。

(2) 火災発見通報

火災を発見した場合の連絡系統は、小平町林野火災予消防対策協議会で定める林野火災発見通報系統により行う。また、町は、「林野火災被害状況調書」を速やかに留萌振興局に提出し、留萌測候所へ通報するものとする。



(3) 消防支署（団）等は、林野火災に備えて機械器具等を整備して出動体制を確立する。

(4) 町、森林管理署、森林組合は、消火作業について関係機関の協力を求めてその指導にあたる。

(5) 町、森林管理署、消防機関等で消火困難となったときは、「第5章 第22節 自衛隊派遣要請計画」に基づき、北海道知事（留萌振興局長）に対し、自衛隊の派遣要請を依頼する。

陸上自衛隊第2師団第26普通科連隊	電話 0164-42-2655
-------------------	-----------------

自衛隊災害派遣要請先

- (6) 大火等で地上消火が困難な場合は、ヘリコプターによる空中消火を実施することとし、ヘリコプター着陸可能地管理者は、積極的に協力するものとする。
- また、北海道消防防災ヘリコプター応援協定に基づき、北海道防災航空室に対しヘリコプターの出動を要請する。

ヘリコプター要請先

北海道防災航空室	電話 011-782-3233
	FAX 011-782-3234

5 災害広報

災害応急対策の実施にあたり、正確な情報を迅速に提供することにより混乱の防止を図るため、町や関係機関が罹災者の家族、地域住民等に対して行う広報は、「第5章 第2節 災害広報計画」に定めるほか次により実施するものとする。

(1) 実施事項

ア 罹災者の家族等への広報

関係機関は、罹災者の家族等からの問い合わせ等に対応する体制を整えるほか、罹災者の家族等に役立つ次の情報について、正確に、きめ細かく、適切に提供するものとする。

- (ア) 災害の状況
- (イ) 家族等の安否情報
- (ウ) 医療機関等の情報
- (エ) 関係機関の実施する応急対策の概要
- (オ) その他必要な事項

イ 地域住民等への広報

関係機関は、報道機関を通じ、又は広報車や防災行政無線の利用等により、次の事項についての広報を実施する。

- (ア) 災害の状況
- (イ) 罹災者の安否情報
- (ウ) 医療機関等の情報
- (エ) 関係機関の実施する応急対策の概要
- (オ) 避難の必要性等、地域に与える影響
- (カ) その他必要な事項

6 応急活動体制

(ア) 道の災害対策組織

知事は、広範囲にわたる林野の焼失等の災害が発生し、又は発生のおそれがある場合において、災害応急対策を円滑に実施するため、必要に応じ応急活動体制を整え、災害応急対

策を実施する。

(イ) 町の災害対策組織

町長は、広範囲にわたる林野の焼失等の災害が発生し、又は発生の恐れがある場合において、その状況に応じて応急活動体制を整え、その地域に係る災害応急対策を実施する。

(ウ) 防災関係機関の災害対策組織

関係機関の長は、広範囲にわたる林野の焼失等の災害が発生し、又は発生の恐れがある場合において、災害の状況に応じて応急活動体制を整え、その所管に係る災害応急対策を実施する。

(エ) 災害対策現地合同本部の設置

関係機関は、円滑・迅速な応急対策の実施を図るため、必要に応じて協議の上、「災害対策現地合同本部設置要綱」に基づき現地合同本部を設置し、災害応急対策を実施する。

7 消防活動

留萌消防組合（小平支署、鬼鹿支署）は、人命の安全確保と延焼防止を基本として、次により消防活動を実施するものとする。

- (1) 林野火災防御図の活用、適切な消化部隊の配置、森林組合の出動協力等により、効果的な地上消火を行うものとする。
- (2) 住家への延焼拡大の危険性がある場合、林野火災が広域化する場合等には「第5章 第29節 消防防災ヘリコプター活用計画」に基づくヘリコプターの要請等により空中消火を実施する。

8 避難措置

町村関係機関は、人命の安全を確保するため、「第5章 第3節 避難救出計画」の定めるところにより、必要な避難措置を実施するものとする。

9 交通規制

留萌警察署は、災害の拡大防止及び交通の確保のため、「第5章 第19節 交通応急対策計画」の定めにより必要な交通規制を実施するものとする。

10 自衛隊派遣要請

町村は、「第5章 第22節 自衛隊派遣要請計画」の定めにより、林野災害の規模や収集した被害情報から判断し、必要がある場合には、留萌振興局に対し自衛隊の派遣要請を依頼するものとする。

11 広域応援

道（留萌振興局）、町および留萌消防組合（小平支署、鬼鹿支署）は、災害の規模によりそれぞれ単独では十分な災害応急対策を実施できない場合は、「第5章 第21節 広域応援計画」の定めるところにより、他の消防機関、他の市町村等へ応援を要請するものとする。